

第2期
大分市
バリアフリー
基本構想
【大分駅周辺地区】



大分市

令和7年4月

目 次

	第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 背景と目的	2	
2. 計画の位置付け	3	
3. 計画期間	4	
4. 基本構想の推進体制	5	
	第2章 バリアフリーマスターplanにおける前提条件の整理	7
1. 基本方針	8	
1-1. 基本的な考え方	8	
1-2. 基本理念	9	
1-3. 基本方針	10	
2. 重点整備地区の設定	12	
2-1. 移動等円滑化促進地区の選定	12	
2-2. 重点整備地区の選定	14	
3. 大分駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定	20	
3-1. 生活関連施設の選定	20	
3-2. 生活関連経路の選定	22	
	第3章 大分駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題	27
1. 大分駅周辺地区におけるまちづくりの動き	28	
1-1. 基本構想における事業成果	28	
1-2. 大分駅周辺地区におけるまちづくり	30	
2. 大分駅周辺地区のバリアフリーに関する課題（取組方策）の整理	32	
2-1. マスターplanにおけるバリアフリー化に向けた課題（取組方策）	32	
2-2. まち歩き点検・意見交換会	34	
2-3. バリアフリーに関する課題（取組方策）の整理	38	
3. 大分駅周辺地区の概括	40	



第4章 大分駅周辺地区における

バリアフリー化の推進にむけたハード面での取組 41

1. バリアフリーの整備方針	42
1-1. 生活関連経路	43
1-2. 公園（生活関連施設）	51
1-3. 生活関連施設（公園以外）	55
1-4. 公共交通に関する移動等円滑化（路線バス）	56
2. 大分駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容	62
2-1. 公共交通（バス）のバリアフリー化	62
2-2. 道路のバリアフリー化に関する事業	63
2-3. 都市公園のバリアフリー化に関する事業	65
2-4. 建築物・駐車場のバリアフリー化に関する事業	66
2-5. 交通安全のバリアフリー化に関する事業	66



第5章 大分駅周辺地区における

バリアフリー化の推進にむけたソフト面での取組 67

1. 心のバリアフリー	68
1-1. 心のバリアフリーに関する課題（取組方策）	68
1-2. 心のバリアフリー事業の内容	69

資料編（バリアフリーまち歩き点検・意見交換会開催記録） 77

1. バリアフリーまち歩き点検・意見交換会の概要	78
2. バリアフリーに対する意見のまとめ	82
3. バリアフリーまち歩き点検・意見交換会の様子	91



第1章 計画策定の背景と目的



1. 背景と目的

本市は、高齢者や障がいのある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、2004（平成16）年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を策定しました。

その後、法制度の見直しや少子高齢化社会の到来、ユニバーサルデザインの考え方の導入などを受けて、2014（平成26）年3月に「大分市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、高齢者や障がいのある人を含むすべての人が安全・安心に回遊できる、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

2018（平成30）年に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）において、新たにマスタープラン制度が創設され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化が必要とされています。また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や高齢者や障がいのある人などが利用する施設が集積した地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者への対応や障がいのある人の社会進出等を促進することが求められています。

本市では、2020（令和2）年4月に改正バリアフリー法に基づき、「だれもが自由にどこへでも豊かさあふれる大分市」を基本理念に掲げた、「大分市バリアフリーマスタープラン」と、大分駅周辺地区と鶴崎駅周辺地区において「大分市バリアフリー基本構想」を策定し、地区で展開されるまちづくり事業と連携して、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー化に向けた取組を継続的に進めてきました。

現在、わが国は急速な高齢化が進行し、超高齢社会を迎えており、本市における総人口は今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化はますます進行していく傾向にあります。

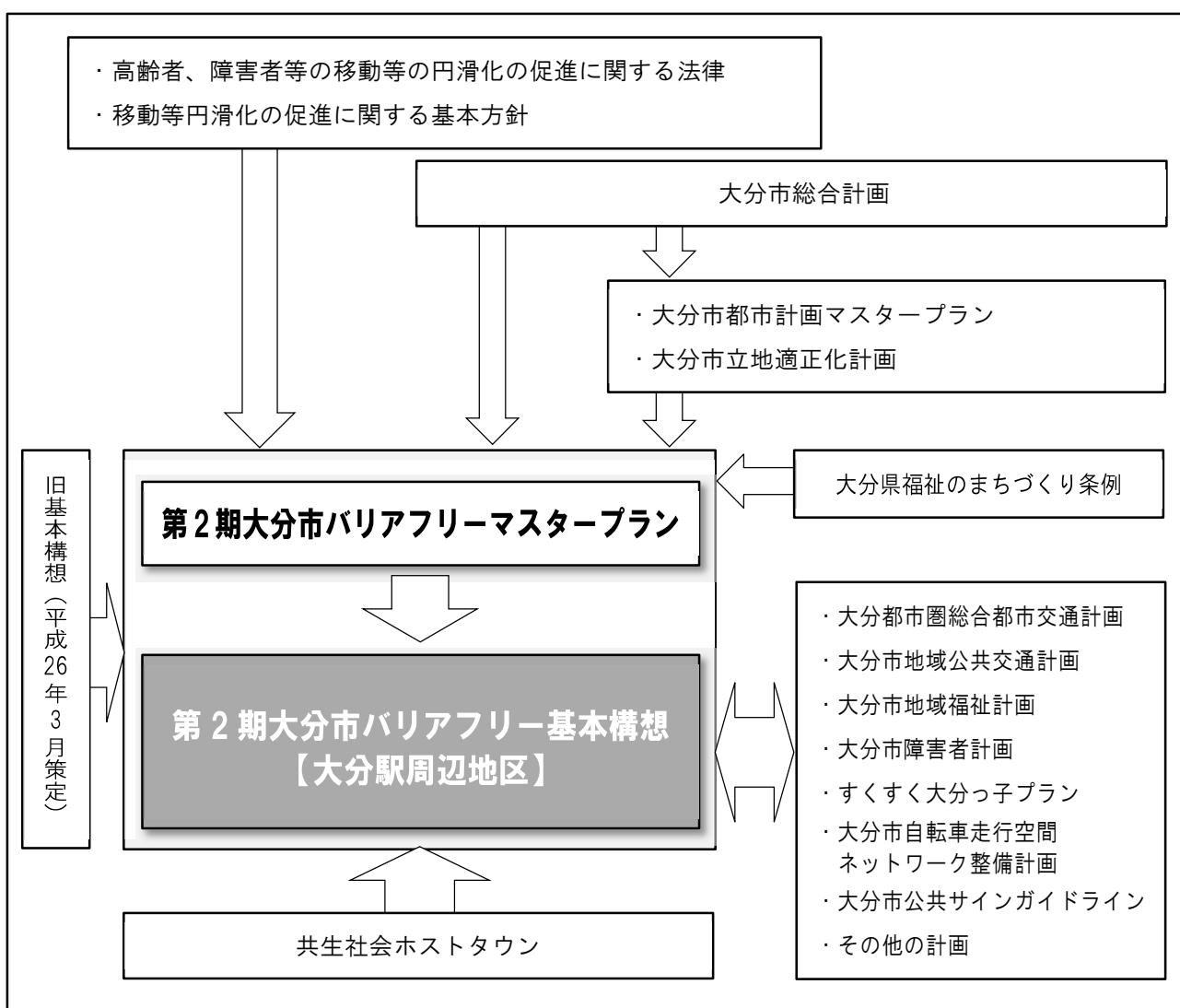
都市機能の集積した大分駅周辺地区においては、今後もバリアフリー化の必要性の高い地区として、「第2期大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】」として改訂を行い、高齢者や障がいのある人を含むすべての人にとって利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを引き続き目指します。

2. 計画の位置付け

第2期大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】は、第2期大分市バリアフリーマスターplanにおける、面的・一体的なバリアフリー化の方針に基づいて2025(令和7)年に策定しました。

また、市のまちづくりに関する施策や事業と連携して、バリアフリーのまちづくりの実現に向けた事業計画を講じるものとしています。

表 - 大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】の位置付け





3. 計画期間

第2期大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】の計画期間は、施策の進捗状況のフォローアップを毎年実施するものとし、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、5年を目途に見直しを行うものとし、計画の期間について、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間とします。

年度	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11
第2期 大分市バリアフリー 基本構想 【大分駅周辺地区】					

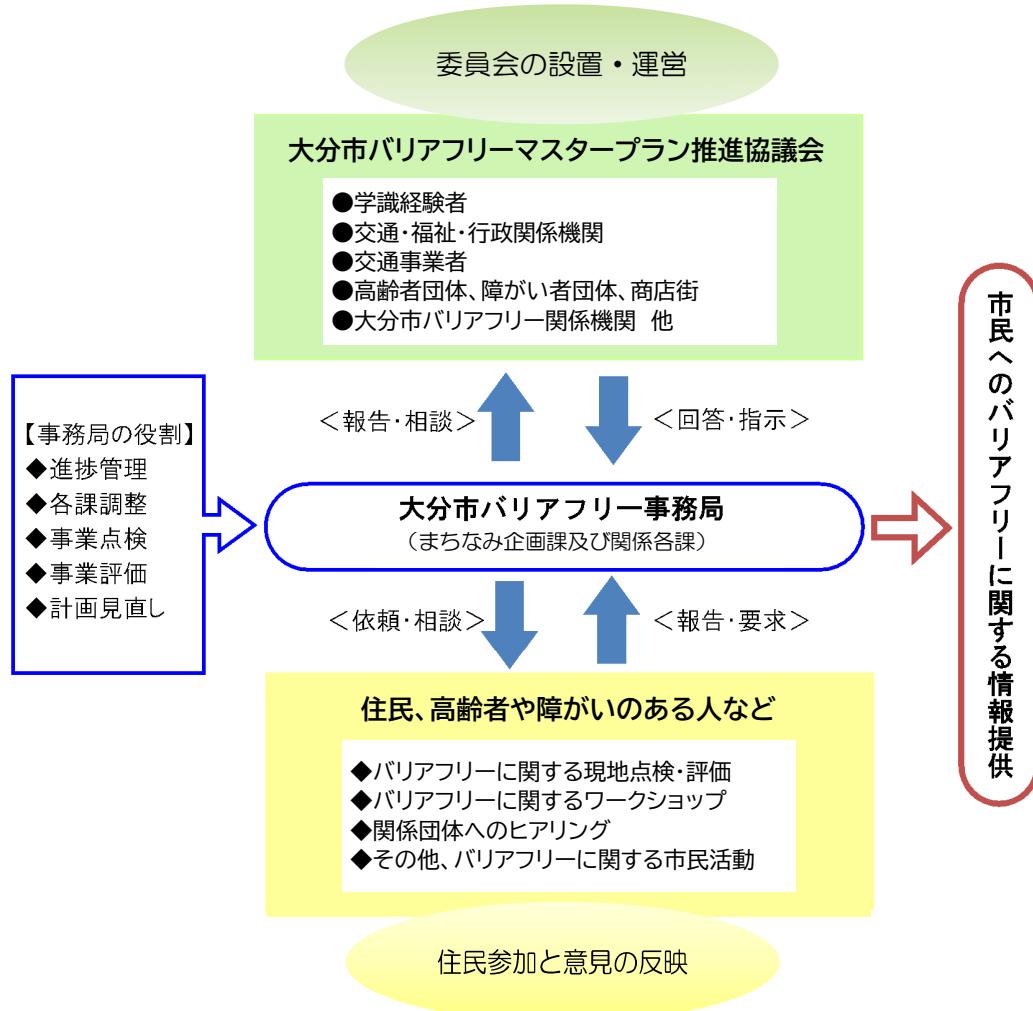
図 - 計画期間

4. 基本構想の推進体制

今後、各施設管理者等がバリアフリーマスタートップランに基づいた取組を推進していくために、定期的に事業の実施について進捗を検証し、見直し、改善します。

また、一体的で連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要であることから、市民・事業者・行政が連携し、大分市バリアフリー事務局が府内体制の構築を図りながら、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「大分市バリアフリーマスタートップラン推進協議会」と相互に連携を図ります。

推進協議会では、基本構想に定める整備目標等の進捗確認や、面的・一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。また、こうした内容について、住民参加の場を提供し、広く市民との情報提供に努め、住民参加と意見の反映を促進します。







第2章 バリアフリーマスターPLANにおける 前提条件の整理



1. 基本方針

1-1. 基本的な考え方

旧基本構想では、高齢者や障がいのある人を含むすべての人が安全・安心に回遊できる、人にやさしいまちづくりを目的としています。このことは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障がい(バリア)となるものを除去する考えのもと、障がいの有無、年齢・性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市の基盤整備や生活環境をデザイン(ユニバーサルデザイン)する姿勢に相通じます。外国人との交流についても、観光客の増加や留学生の受け入れ等による傾向を踏まえ、ユニバーサルデザインによる対応が求められます。

このような考え方に基づいて、高齢者や障がいのある人を含むすべての人を対象とするバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを目指すものとします。

そして、バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正により、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を目指し、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組を強化するために、バリアフリーマスターplanの作成やバリアフリー基本構想の策定の促進等、提起しています。

《高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第一条の二》

(基本理念)

この法律に基づく措置は、高齢者や障がいのある人などにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

本市は、大分市総合計画において、「誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」の実現に向け、障がいのある人が安全で快適に移動することのできる総合的な交通対策を推進するために、ハード面・ソフト面のバリアフリー化を掲げています。また、大分市地域福祉計画において、「支え合って共に生きる ひとが主役のまちづくり」を基本理念としています。

これらのこと踏まえ、今後も市全域において、地域特性や社会情勢の変化などを考慮して、市民の意見を反映する住民参加を促進し、市民、事業者、行政との連携によるバリアフリー化に取り組みます。

1-2. 基本理念

障がいの有無や年齢にかかわらず、安心して生活ができるようにバリアフリーへの人々の理解がさらに深まり、まちの環境整備が進むことで、バリアフリーのまちづくりが本市全体に広がっていく、そのようなイメージが伝わる表現として、次のような基本理念を設定しています。

基本理念

だれもが 自由に どこへでも 豊かさあふれる 大分市

○だれもが 自由に どこへでも

歩行空間や公共交通機関、公共施設をはじめとするハード施設の整備とともに、心のバリアフリーの取組を推進することで、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、誰もが安全で安心して、円滑に行きたい場所へ自由に移動することができる生活環境を目指します。

○豊かさあふれる 大分市

誰もが円滑に移動することができるためのハード面のバリアフリー、及びソフト面のバリアフリーの推進により、結果として得られるのは生活圏域の拡大です。これに伴い、多くの文化的・社会的活動への参加へ結びつけることができ、共生社会を実現します。



1-3. 基本方針

基本理念に基づいて、バリアフリー化の推進に向けた課題の解決に向けて、これまでの基本方針をより一層発展させるために、大分市バリアフリーマスタートプランの基本方針を次のように定めています。

1

バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの市全域への拡大

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等にかかわらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタートプランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを市全域へ拡大します。

2

誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の持続的な形成と強化

本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がいのある人をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。

バリアフリーの推進だけでなく、バリアフリー環境の持続的な形成のためにバリアフリー化を行った施設の維持管理も重要です。

3

心のバリアフリーの推進と強化

安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。

市民一人ひとりが高齢者や障がいのある人などへの理解と意識の醸成を図るため、これまでの取組を継続して進めていくとともに、実生活の中でコミュニケーションの機会を増やすなど啓発活動の充実を図ることが重要です。

4

市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組

事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者や障がいのある人などとの意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取り組みます。

バリアフリー化に当たっては、隣接する施設の管理者や占有事業者など多岐にわたる関係者同士の連携や、地域住民の理解などが重要です。

5

継続的なバリアフリー化の進行管理を検証

バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取り組むことが必要です。

継続的な取組を行うに当たっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。

6

計画立案から周知へ、バリアフリーの普及・啓発活動の推進

施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者や障がいのある人などに対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、内容の充実した啓発・広報活動に取り組みます。

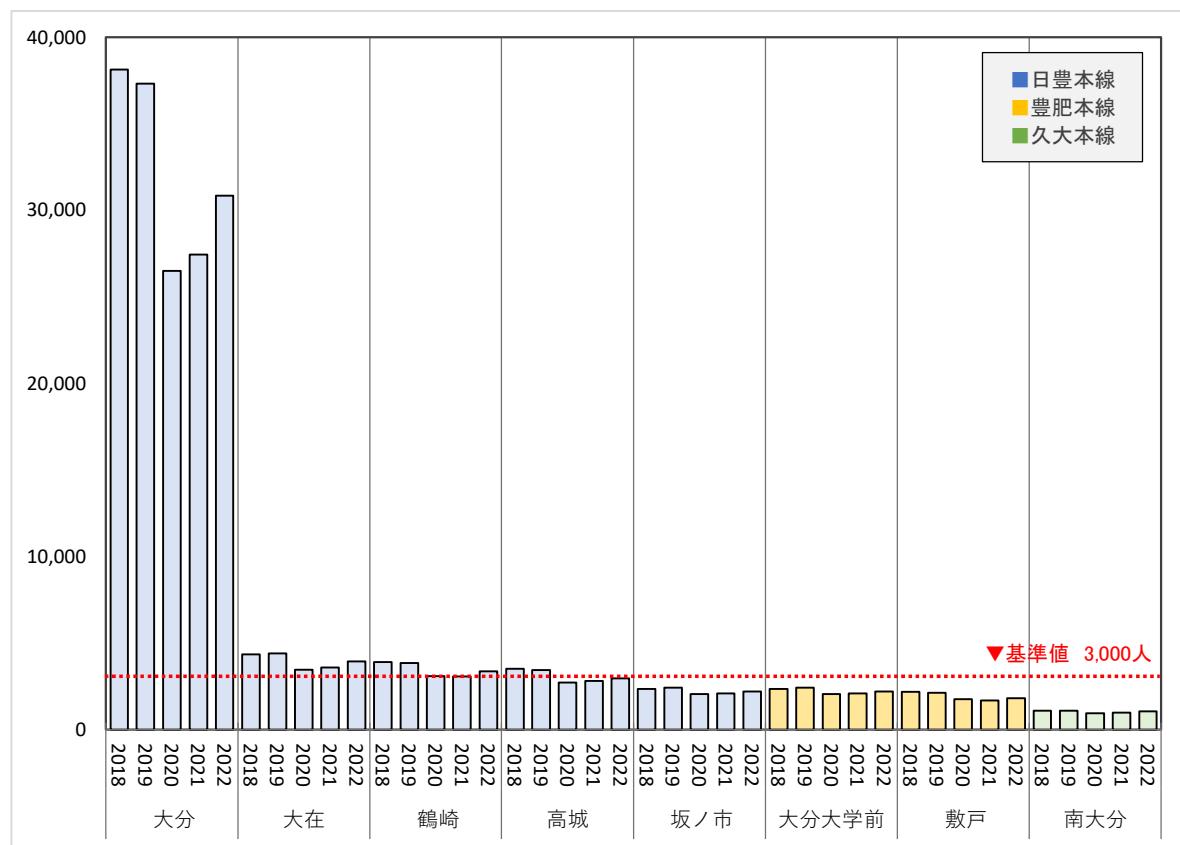


2. 重点整備地区の設定

2-1. 移動等円滑化促進地区の選定

移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）は、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における移動等円滑化促進地区の選定要件や「旧基本構想」の選定方法を踏まえて、次の条件に該当する地区をバリアフリー化の必要性が高いと位置付けて選定します。

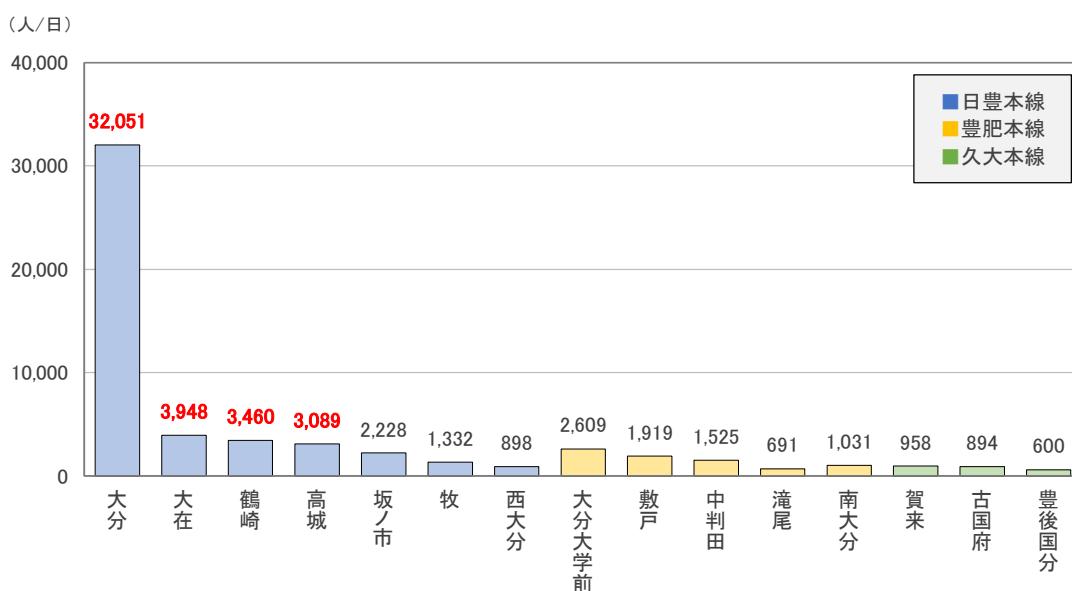
- ・1日平均利用者数が3,000人以上※の旅客施設（鉄道駅）を中心とした地区
※本計画においては、新型コロナウイルスの影響を鑑みて、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間の平均利用者数を用います。
※「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅については、原則として移動等円滑化を実施するとされているため、基準として設定しています。



資料：大分市統計年鑑（令和5年版）より

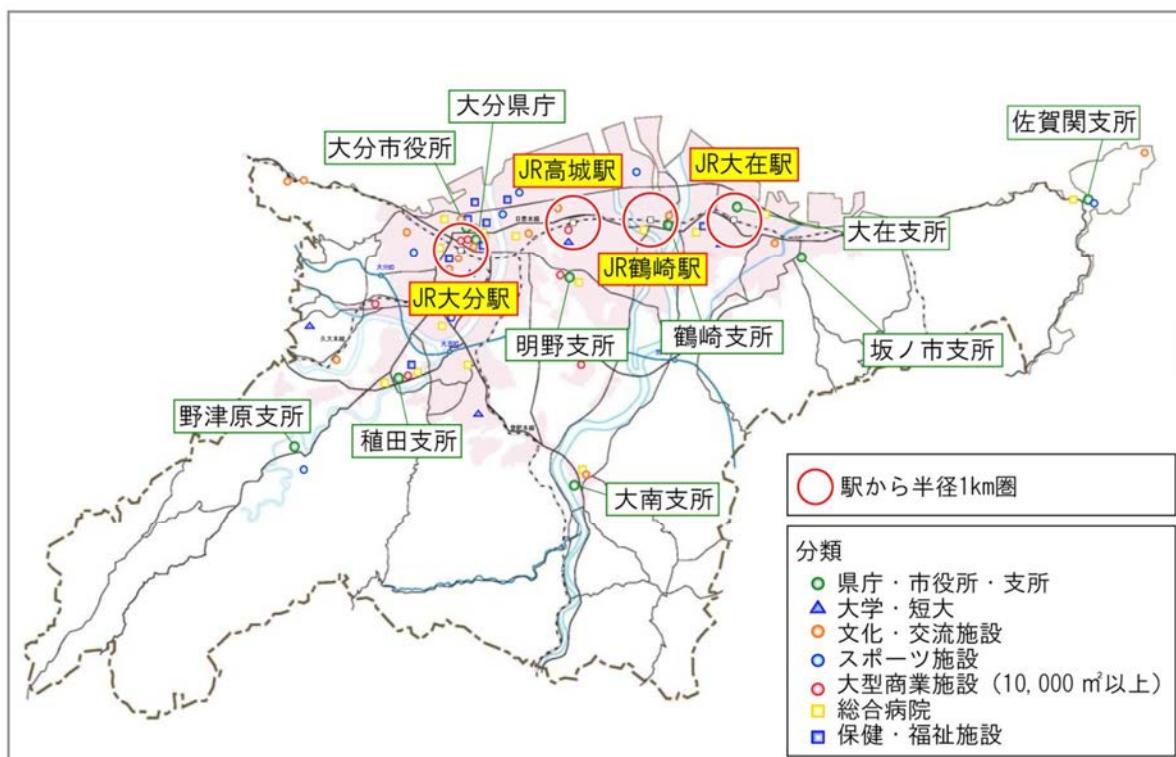
図 - 市内の主要駅別1日平均利用者数の推移

選定要件と選定条件が当てはまるJR大分駅、JR大在駅、JR鶴崎駅、JR高城駅の周辺地区を移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）と選定します。



資料：大分市統計年鑑（令和5年版）より

図 - 市内の駅別1日平均利用者数（2018年度から2022年度の平均）※一部の駅を除く



資料：中心市街地公有地利活用基本構想（2019年3月）より

図 - 移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）の位置



2-2. 重点整備地区の選定

大分市バリアフリーマスターplanでは、移動等円滑化促進地区におけるバリアフリーに関する事項として、「区域の設定」、「生活関連施設及び生活関連経路の設定」、「地区の概要とバリアフリー状況の把握」、「整備の方向性」について整理しています。

そのことを踏まえ、「重点整備地区の位置付け」及び「重点整備地区の選定」、「重点整備地区の区域設定」について定めます。

(1) 重点整備地区の位置付け

重点整備地区とは、旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区です。

本市は、「利用者が多い駅」の周辺で「不特定多数の方が利用する施設」が多く立地する地区が「優先性」が高いと考えます。そして、施設や経路のバリアフリー化の「緊急性」がある地区、さらに、まちづくりの実施にあわせてバリアフリー化が可能という「有効性」がある地区が、最優先に実施すべき重点整備地区と考えます。

本基本構想では、重点整備地区候補について、駅周辺に立地する施設状況、市民ニーズ、バリアフリー化の状況、まちづくりの実施状況等を評価して重点整備地区を選定します。

重点整備地区候補の中から、「優先性」、「緊急性」、「有効性」を考慮し、重点的にバリアフリー整備を行う「重点整備地区」を位置付けます。

なお、今後の重点整備地区の位置付けは、鉄道駅周辺のほか、市全域において地域特性や社会情勢の変化を考慮しながら行います。

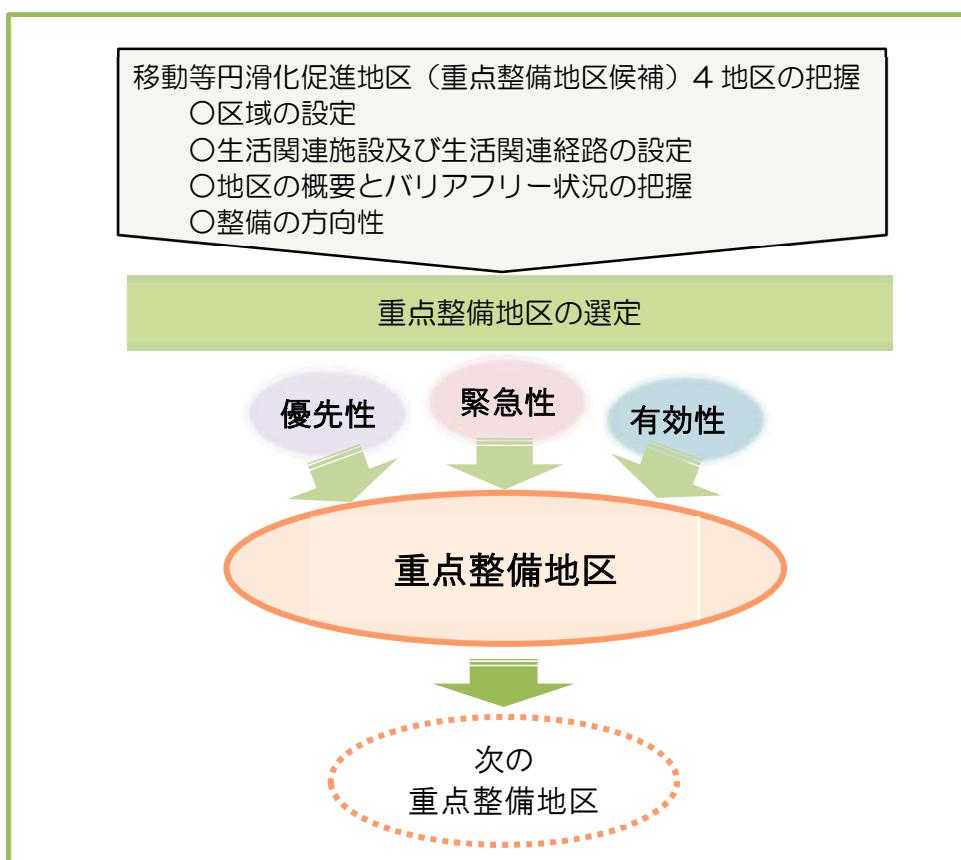


図 - バリアフリー推進の考え方と重点整備地区の位置付け

(2) 大分駅周辺地区における重点整備地区の選定

1) 重点整備地区選定の評価項目

重点整備地区の選定に当たっては、優先性、緊急性、有効性の観点から、地区の現状、上位計画及び関連計画、ヒアリング結果等を踏まえ、以下の指標に基づき選定します。

優先性

多くの人が利用する地区で、施設の立地状況、市民ニーズ等を考慮し、優先的に取り組む必要性があると考えます。

①旅客施設

- ・特に利用者が多い旅客施設という観点で、1日の利用者数が3,000人以上の特定旅客施設がある地区は優先性が高い。

②主要な生活関連施設の立地

- ・特に不特定多数の人が利用する施設という観点で、旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設、病院に該当する建築物が、3施設以上所在する地区は優先性が高い。

③市民からの要望が多い

- ・住民アンケート結果等から、バリアフリーに対するニーズが高い地区は優先性が高い。

緊急性

多くの人が利用する地区で、主要施設や経路のバリアフリー化が不十分または老朽化している状況は、緊急にバリアフリー化に取り組む必要があると考えます。

①主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分または老朽化

- ・旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設のバリアフリー化の状況が不十分な地区またはバリアフリー施設が老朽化している地区は、緊急性が高い。

②主要な生活関連施設間の歩道のバリアフリー化が不十分または老朽化

- ・主要施設間を結ぶ経路の歩道によるバリアフリー化の状況が不十分な地区またはバリアフリー施設が老朽化している地区は緊急性が高い。

有効性

多くの人が利用する地区で、都市機能の増進が見込まれ、かつ効率的にバリアフリー化ができる地区は、有効にバリアフリー化に取り組む必要があると考えます。

①将来の拠点性

- ・大分市都市計画マスターplanの「将来都市構造」で、広域拠点や地区拠点として、将来の大分市の都市形成での重要な拠点性がある地区においては、バリアフリー化を推進することで拠点性が向上する。

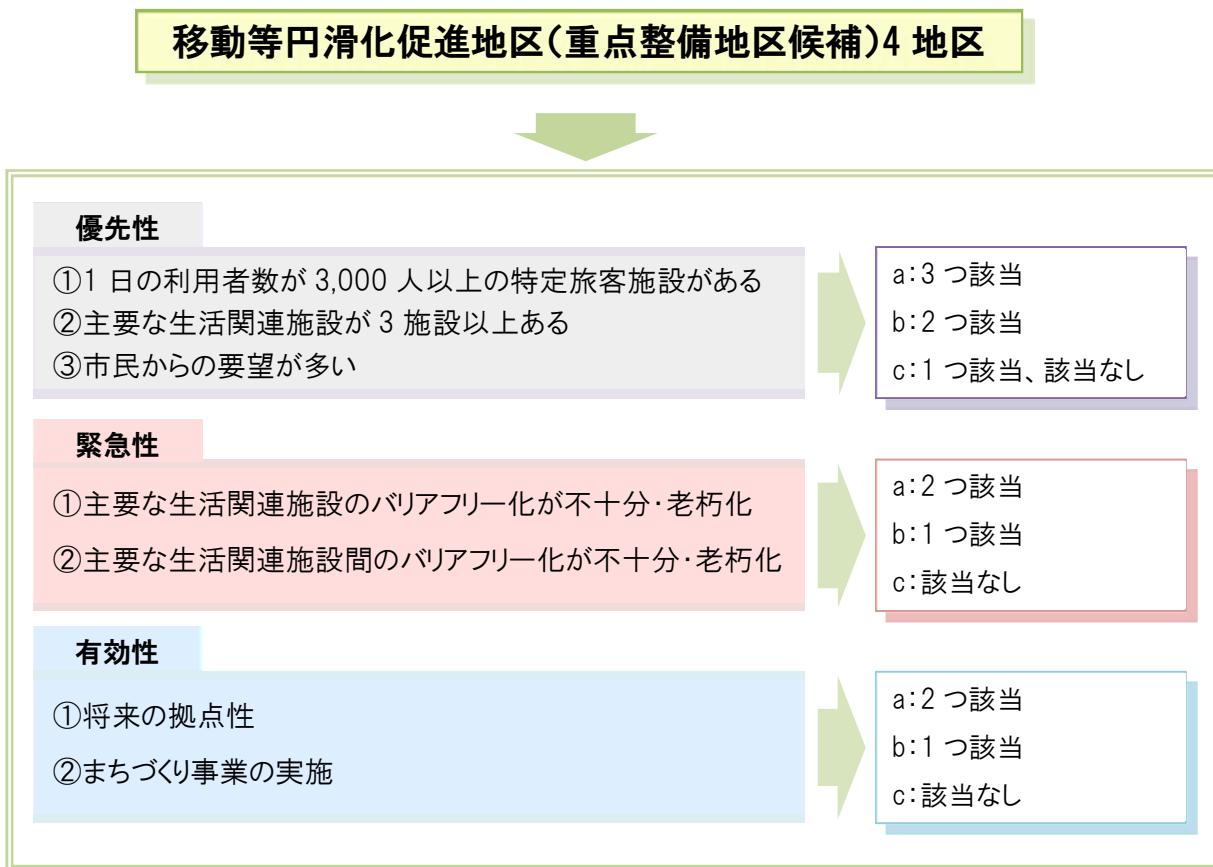
②まちづくり事業の実施

- ・まちづくり事業と連携することで、効率的にバリアフリー化を行うことが可能である。



2) 重点整備地区の選定

移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）4 地区を対象に、以下の評価の流れで重点整備地区を選定します。



総合評価

- [評価基準3つがa]=A
- [評価基準2つがa]=B
- [評価基準1つがa]=C
- [評価基準aがなし]=D

◆4 地区の評価結果

地区名	結果	評価結果
①大分駅周辺地区	A	大分駅は、他の駅に比べて圧倒的に乗降客数が多く、駅周辺には、市役所や文化・交流施設も集積している。
②高城駅周辺地区	C	将来的にも大分市の中心的拠点であり、大分都心南北軸を軸とした広域都心の形成、中心市街地活性化事業等との連携により、効果的な整備が期待される。
③鶴崎駅周辺地区	A	以上の理由から、大分駅周辺地区を重点整備地区に選定する。
④大在駅周辺地区	B	

3) 大分駅周辺地区を選定した理由

- ・大分駅は本市の広域的な玄関口であり、1日の利用者数が32,000人以上と他の3駅と比べて多くの方が利用している。
- ・周辺には市役所を含む官公庁やホルトホール大分、JR大分駅ビル、県立美術館等の不特定多数の利用が予想される施設の立地のほか、生活関連施設が多数集積している。
- ・周辺には盲学校、聾学校等、障がいのある人が利用する施設が多くある。
- ・「第4期大分市中心市街地活性化基本計画」等のまちづくり計画と連携し、面的なバリアフリー化が推進できる。
- ・本地区は2003(平成15)年度策定の「交通バリアフリー基本構想」以降、重点整備地区として位置付け整備が進められており、これまでの実績とともに、一層の事業の取組を推進する。

	評価指標		評価基準	大分駅	高城駅	鶴崎駅	大在駅
優先性	①	旅客施設	1日の利用者数が3,000人以上の旅客施設がある	○ (32,051)	○ (3,089)	○ (3,460)	○ (3,948)
	②	主要な生活関連施設の立地	主要な生活関連施設が3施設以上ある	○	×	○	○
	③	市民からの要望が多い	バリアフリーに関する市民要望が多い	○	○	○	○
	評価			a	b	a	a
緊急性	①	主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分・老朽化	旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設のバリアフリー化が不十分または老朽化している	○	○	○	○
	②	主要な生活関連施設間のバリアフリー化が不十分・老朽化	主要な生活関連施設間の歩道のバリアフリー化が不十分または老朽化している	○	○	○	○
	評価			a	a	a	a
有効性	①	将来の拠点性	大分市都市計画マスターplanの将来都市像において、拠点の位置付けがある	○	×	○	○
	②	まちづくり事業の実施	まちづくりに関する事業が実施中、あるいは実施予定である	○	×	○	×
	評価			a	c	a	b
	総合評価			A	C	A	B



(3) 大分駅周辺地区における重点整備地区の区域設定

1) 区域設定の考え方

重点整備地区は、下記の考え方に基づき区域設定を行います。なお、「計画・実施・評価・改善」の継続した取組（スパイラルアップ）のなかで生活関連施設及び経路等を変更した場合、柔軟に区域の見直しを行っていきます。

重点整備地区の区域設定の考え方

- 鉄道駅を中心とした半径約 1 kmの区域（施設間の移動が通常徒歩で行える範囲）とする。
- 高齢者や障がいのある人を含む多くの方が利用する生活関連施設を含む。
- 主要な道路、鉄道、河川等の地形地物を区域界に設定する。
- 明確な地形地物がない場合は、字界、町丁目界等を考慮する。
- 市街地整備計画やその他関連する事業計画がある場合は、整合性等を考慮する。

2) 重点整備地区の区域

生活関連施設の分布状況や移動経路の状況等を考慮し、北側は大分税務署から県立美術館まで、南側は（主要地方道）大分臼杵線までと考えます。

ただし、大分赤十字病院は半径 1 kmの区域に入りませんが、ヒアリング結果等から高齢者や障がいのある人などの利用が多く、バリアフリー化の要望が高いこと、病院までの経路をバリアフリー化することで効果が見込まれるため、重点整備地区へ含むこととします。

以上の区域設定によって、面積約 240ha を大分駅周辺の重点整備地区として設定します。

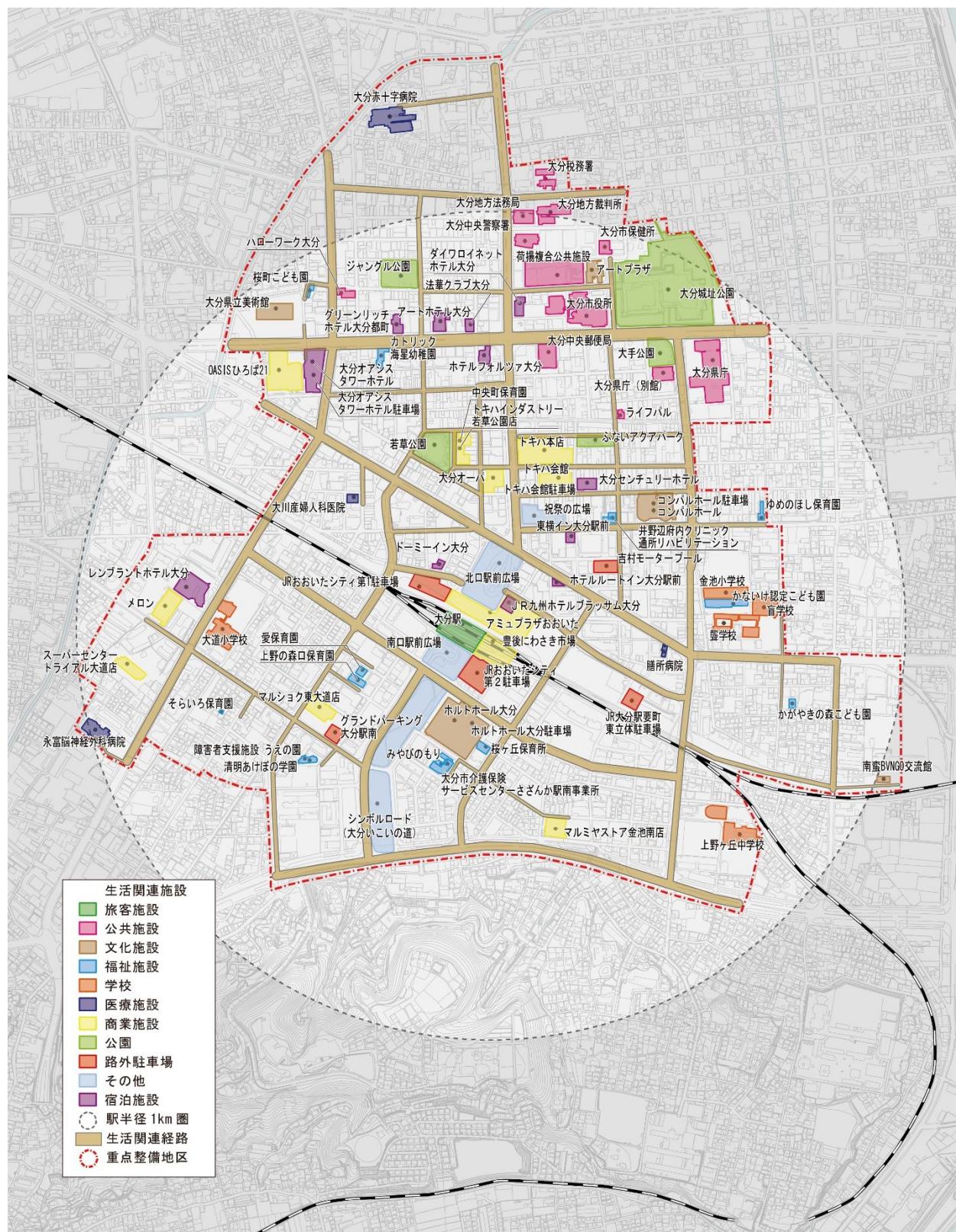


図 - 重点整備地区の区域 (生活関連施設)



3. 大分駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定

3-1. 生活関連施設の選定

1) 生活関連施設の位置付け

生活関連施設は、不特定多数の高齢者や障がいのある人などが利用する施設であり、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化施設、商業施設等多様な施設を位置付けることができます。特定事業の実施は、義務づけられていません。しかし、施設のバリアフリー化を実現可能な限り推進するように努められています。

○生活関連施設の考え方

- 常に多数の人が利用する施設
- 高齢者や障がいのある人などが常時利用する施設

2) 本基本構想における生活関連施設の設定

生活関連施設候補選定の基準となる基本的な考え方とは、多くの高齢者や障がいのある人などを含む不特定多数の利用が見込め、鉄道駅から通常徒歩による移動範囲（半径約1kmを想定）の施設と考えます。

また、区域境界付近の施設は、利用圏域の大きさや主要な道路、鉄道、河川等の地形地物の区域界を考慮して選定しています。

大分駅周辺地区は、「旧基本構想」における生活関連施設の選定基準を参考に、下表の内容を設定しています。

表 - 生活関連施設の選定基準

施設分類	候補選定の基準
①公共施設	・対象施設すべてを候補とする
②文化施設	・常に多数の利用が見込める対象施設を候補とする
③福祉施設	・地域包括支援センター、老人いこいの家、障がい者福祉関係施設、福祉型障がい児入所施設、保育施設等
④商業施設	・店舗面積1,000m ² 以上の施設 ※
⑤医療施設	・病床数（ベッド数）が20以上の施設 ※
⑥路外駐車場	・駐車収容台数が250以上の施設
⑦宿泊施設	・宿泊部屋数が100以上の施設
⑧学校	・特別支援学校及び小中学校
⑨公園	・不特定多数の利用者が見込まれ、面積が10,000m ² 以上の公園、または、イベント会場となっている公園

※既存データで把握できる範囲

第2章 バリアフリーマスターPLANにおける前提条件の整理

大分駅周辺地区は、中心市街地であることから多数の生活関連施設の候補が立地しています。本基本構想において、施設管理者の合意を得られた84施設を生活関連施設として位置付けます。民間施設においては、生活関連施設としての位置付けが不足している状況です。今後はさらに、より多くの生活関連施設が位置付けられることが望まれます。

表 - 生活関連施設一覧

番号	施設	名称	番号	施設	名称
1	旅客施設	大分駅	43	医療施設	膳所病院
2	公共施設	大分県庁	44	医療施設	大川産婦人科医院
3	公共施設	大分市役所	45	商業施設	トキハ本店
4	公共施設	大分税務署	46	商業施設	トキハ会館
5	公共施設	大分中央警察署	47	商業施設	OASIS ひろば 21
6	公共施設	大分地方裁判所	48	商業施設	マルショク東大道店
7	公共施設	大分中央郵便局	49	商業施設	トキハインダストリー若草公園店
8	公共施設	ハローワーク大分	50	商業施設	マルミヤストア金池南店
9	公共施設	大分地方法務局	51	商業施設	豊後にわさき市場
10	公共施設	大分市保健所	52	商業施設	メロン
11	公共施設	ライフル	53	商業施設	アミュプラザおおいた
12	公共施設	大分県庁（別館）	54	商業施設	スーパーセンタートライアル大道店
13	公共施設	荷揚複合公共施設	55	商業施設	大分オーパ
14	文化施設	アートプラザ	56	公園	大分城址公園
15	文化施設	コンパルホール	57	公園	大手公園
16	文化施設	ホルトホール大分	58	公園	ジャングル公園
17	文化施設	大分県立美術館	59	公園	若草公園
18	文化施設	南蛮 BVNGO 交流館	60	公園	ふないアクアパーク
19	福祉施設	井野辺府内クリニック通所リハビリテーション	61	路外駐車場	JR おおいたシティ第1駐車場
20	福祉施設	大分市在宅福祉サービスセンターざんか	62	路外駐車場	JR おおいたシティ第2駐車場
21	福祉施設	清明あけぼの学園	63	路外駐車場	トキハ会館駐車場
22	福祉施設	障害者支援施設うえの園	64	路外駐車場	大分オアシスタワーホテル駐車場
23	福祉施設	ふれあいのもり（金池保育所）	65	路外駐車場	ホルトホール大分駐車場
24	福祉施設	みやびのもり	66	路外駐車場	コンパルホール駐車場
25	福祉施設	金池幼稚園	67	路外駐車場	JR 大分駅要町東立体駐車場
26	福祉施設	桜町こども園	68	路外駐車場	吉村モーターブール
27	福祉施設	桜ヶ丘保育所	69	路外駐車場	グランドパーキング大分駅南
28	福祉施設	中央町保育園	70	その他	北口駅前広場
29	福祉施設	ゆめのはし保育園	71	その他	南口駅前広場
30	福祉施設	愛保育園	72	その他	祝祭の広場
31	福祉施設	そらいろ保育園	73	その他	シンボルロード（大分いこいの道）
32	福祉施設	かがやきの森保育園	74	宿泊施設	ダイワロイネットホテル大分
33	福祉施設	カトリック海星幼稚園	75	宿泊施設	東横イン大分駅前
34	福祉施設	上野の森口保育園	76	宿泊施設	大分オアシスタワーホテル
35	福祉施設	かないけ認定こども園	77	宿泊施設	大分センチュリーホテル
36	学校	盲学校	78	宿泊施設	グリーンリッチホテル大分都町
37	学校	聾学校	79	宿泊施設	JR九州ホテルプラサム大分
38	学校	金池小学校	80	宿泊施設	アートホテル大分
39	学校	大道小学校	81	宿泊施設	ホテルフォルツア大分
40	学校	上野ヶ丘中学校	82	宿泊施設	法華クラブ大分
41	医療施設	大分赤十字病院	83	宿泊施設	ホテルルートイン大分駅前
42	医療施設	永富脳神経外科病院	84	宿泊施設	レンブラントホテル大分



3-2. 生活関連経路の選定

生活関連経路は、「旧基本構想」と同様の考え方として、生活関連施設相互を連絡する経路として1経路以上を選定するものとします。

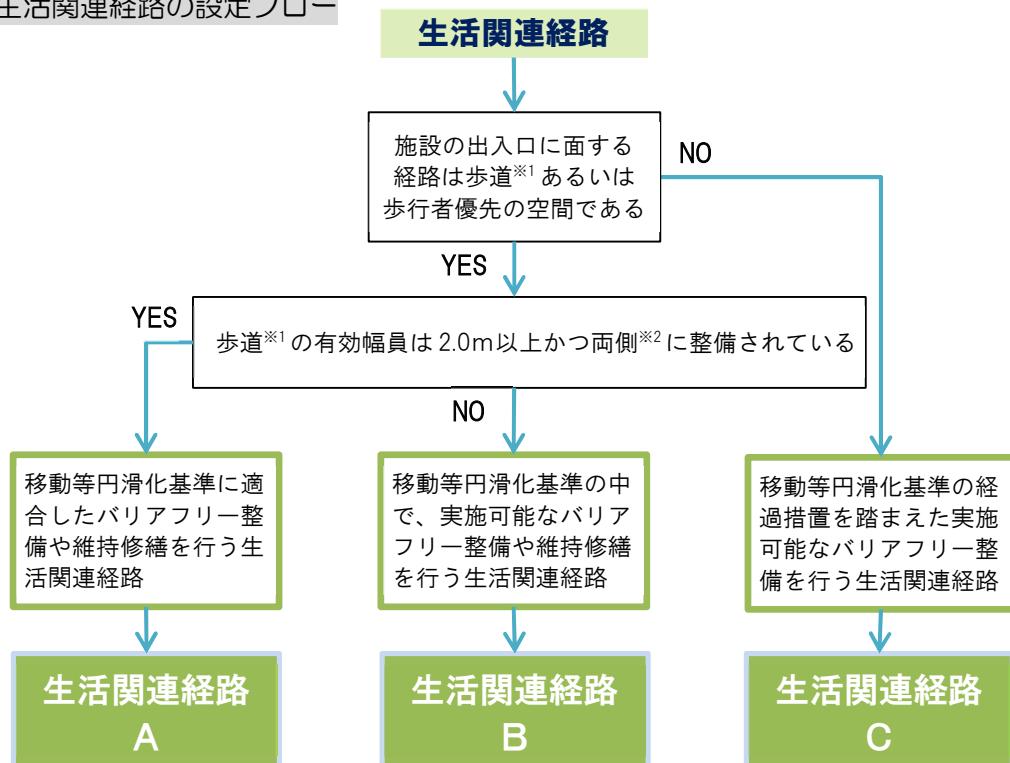
また、生活関連施設が面する道路状況を判断しながら生活関連経路を選定するとともに、大分駅周辺地区におけるまちづくりの動きにあわせて効果的なネットワークの形成を目指します。

これらの点を踏まえ、生活関連経路について『生活関連経路A』、『生活関連経路B』、『生活関連経路C』の3つの区分を設定しています。

表 - 生活関連経路の区分

区分	経路の位置付け
生活関連経路A	歩道を有するまたは歩行者優先道路であり、地区の骨格を形成する主要な生活関連経路です。なお、この位置付けの経路は、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備や維持修繕を行う経路になります。
生活関連経路B	歩道を有するまたは歩行者優先道路であり、生活関連経路Aを補助してネットワークする生活関連経路です。なお、この位置付けの経路は、移動等円滑化基準の中で、実施可能なバリアフリー整備や維持修繕を行います。
生活関連経路C	歩道がないか、十分な幅員がない道路であるが、主要な生活関連施設を連絡するため歩行者の安全性を高める必要がある経路です。なお、この位置付けの経路は、移動等円滑化基準の経過措置を踏まえた実施可能なバリアフリー整備を行います。

○生活関連経路の設定フロー



※1 縁石線で分離されており、車道に対する高さを5cm程度有するもの。もしくは、柵等で分離されているもの。
※2 ロータリー形状の駅前広場は、外周の通路にのみ施設が面するため生活関連経路Aとする。

第2章 バリアフリーマスターplanにおける前提条件の整理

表 - 生活関連経路一覧

番号	区分	管理者	摘要
1	生活関連経路 A1 号	国	国道 10 号
2	生活関連経路 A2 号	大分県	国道 197 号
3	生活関連経路 A3 号	大分県	国道 210 号
4	生活関連経路 A4 号	大分県	(主要地方道)大分臼杵線
5	生活関連経路 A5 号	大分県	(県道)大分港線
6	生活関連経路 A6 号	大分市	(市道)中央通り線
7	生活関連経路 A7 号	大分市	(都市計画道路)県庁前古国府線
8	生活関連経路 A8 号	大分市	(市道)大道金池線
9	生活関連経路 A9 号	大分市	(市道)末広東大道線
10	生活関連経路 A10 号	大分市	(市道)大分駅上野丘線
11	生活関連経路 A11 号	大分市	(市道)金池桜ヶ丘線
12	生活関連経路 A12 号	大分市外	大分駅北口駅前広場
13	生活関連経路 A13 号	大分市外	大分駅南口駅前広場
14	生活関連経路 A14 号	大分市	(市道)要町東西線
15	生活関連経路 A15 号	大分市	(市道)末広東西線
16	生活関連経路 A16 号	大分市	(市道)顯徳・古国府線
17	生活関連経路 A17 号	大分市	(市道)中央・住吉 2 号線(中央町商店街)
18	生活関連経路 A18 号	大分市	(市道)中央町・南春日線(竹町商店街)
19	生活関連経路 A19 号	大分市	(都市計画道路)県庁前古国府線
20	生活関連経路 A20 号	大分市	(市道)羽衣町・浜町線
21	生活関連経路 A21 号	大分市	(市道)中島東西 6 号線
22	生活関連経路 A22 号	大分市	(市道)都町・東春日線
23	生活関連経路 A23 号	大分市	(市道)東大道二丁目 1 号線
24	生活関連経路 A24 号	大分市	(市道)大道 27 号線
25	生活関連経路 A25 号	大分市	(市道)大道・南春日線
26	生活関連経路 B1 号	大分市	(市道)府内・金池線
27	生活関連経路 B2 号	大分市	(市道)顯徳町一丁目 4 号線
28	生活関連経路 B3 号	大分市	線路敷ボードウォーク
29	生活関連経路 B4 号	大分市	(市道)府内 11 号線
30	生活関連経路 B5 号	大分県	オアシスひろば 21 に連絡するペデストリアンデッキ
31	生活関連経路 B6 号	大分県	オアシスひろば 21 と県立美術館を連絡するペデストリアンデッキ
32	生活関連経路 B7 号	大分市	(市道)荷揚 4 号線
33	生活関連経路 B8 号	大分市	(市道)荷揚 6 号線
34	生活関連経路 B9 号	大分市	(市道)府内 10 号線
35	生活関連経路 B10 号	大分市	(市道)長浜・府内線
36	生活関連経路 B11 号	大分市	(市道)長浜・府内線
37	生活関連経路 B12 号	大分市	(市道)府内 3 号線
38	生活関連経路 B13 号	大分市	(市道)中央・住吉 1 号線
39	生活関連経路 B14 号	大分市	(市道)中央 7 号線
40	生活関連経路 B15 号	大分市	(市道)中央 8 号線
41	生活関連経路 B16 号	大分市	(市道)中央 9 号線
42	生活関連経路 B17 号	大分市	(市道)中央 3 号線
43	生活関連経路 B18 号	大分市	(市道)金池・顯徳 2 号線
44	生活関連経路 B19 号	大分市	(市道)末広・明磧線
45	生活関連経路 B20 号	大分市	(市道)金池一丁目 5 号線
46	生活関連経路 B21 号	大分市	(市道)都町・王子中線
47	生活関連経路 C1 号	大分市	(市道)末広・住吉線



表 - 生活関連経路一覧

番号	区分	管理者	摘要
48	生活関連経路 C2 号	大分市	(市道)東大道一丁目 7 号線
49	生活関連経路 C3 号	大分市	(市道)大道西 7 号線
50	生活関連経路 C4 号	大分市	(市道)東大道一丁目 8 号線
51	生活関連経路 C5 号	大分市	(市道)東大道二丁目 2 号線
52	生活関連経路 C6 号	大分市	(市道)府内 3 号線
53	生活関連経路 C7 号	大分市	(市道)千代 3 号線
54	生活関連経路 C8 号	大分市	(市道)都町・王子中線
55	生活関連経路 C9 号	大分市	(市道)金池西 3 号線
56	生活関連経路 C10 号	大分市	(市道)末広・明磧線
57	生活関連経路 C11 号	大分市	(市道)中央・住吉 1 号線
58	生活関連経路 C12 号	大分市	(市道)金池南一丁目 3 号線
59	生活関連経路 C13 号	大分市	(市道)寿町 5 号線
60	生活関連経路 C14 号	大分市	(市道)金池南一丁目 11 号線
61	生活関連経路 C15 号	大分市	(市道)金池南 18 号線
62	生活関連経路 C16 号	大分市	(市道)金池・顯徳 2 号線

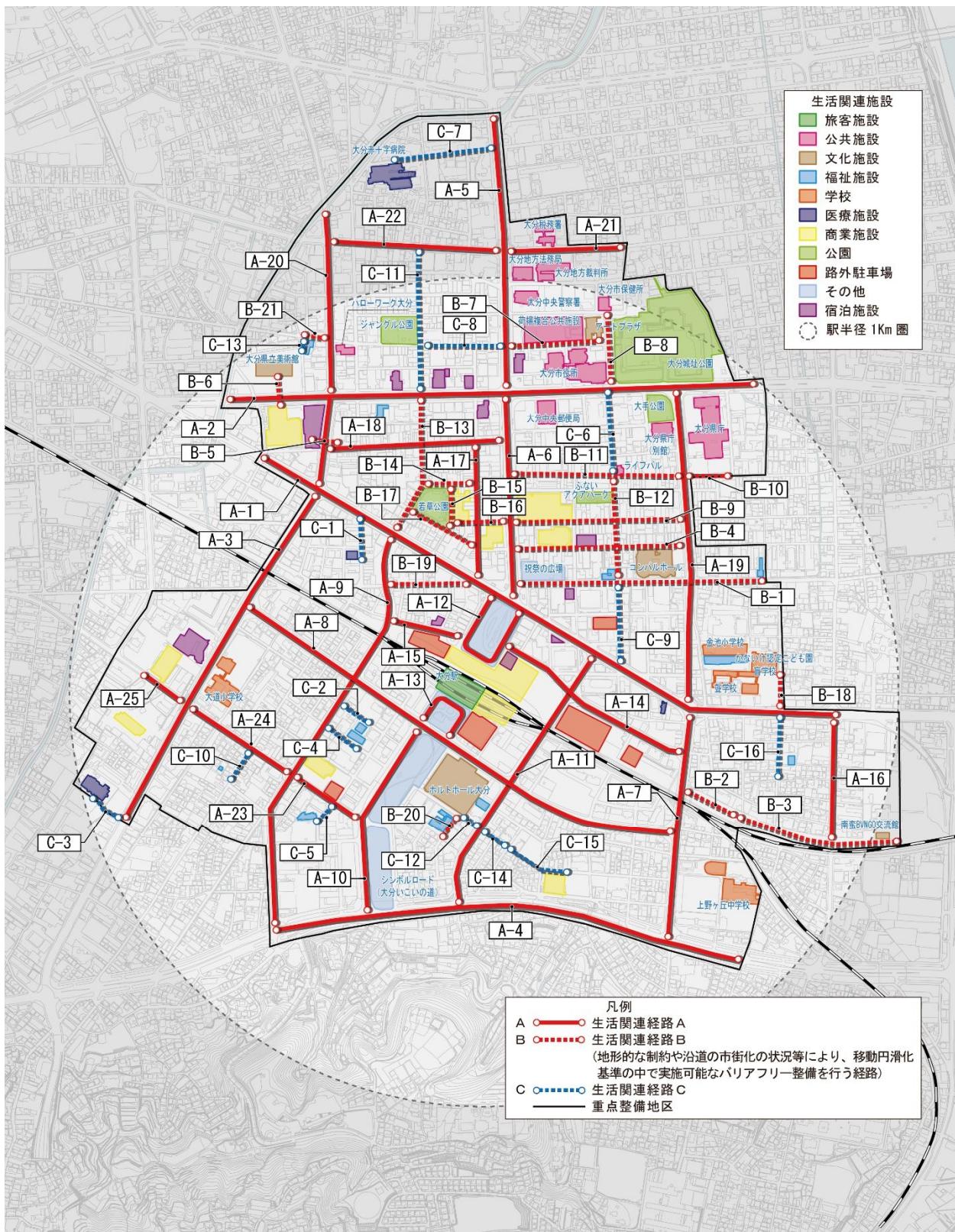


図 - 重点整備地区的区域（生活関連経路）



第3章 大分駅周辺地区における バリアフリーの現状と課題



1. 大分駅周辺地区におけるまちづくりの動き

基本構想における事業成果及び大分駅周辺地区におけるまちづくりについて整理します。

1-1. 基本構想における事業成果

特定事業計画の進捗率は、2024（令和6）年度末で94%となっています。種別では、道路特定事業が100%、建築物特定事業が78%、交通安全特定事業が100%となっています。

特定事業までの位置付けには至っていない関連事業計画の事業は、2024（令和6）年度末の進捗率が全体で13%となっています。

表 - 特定事業計画進捗状況（2024年度末）

種別	事業数	未着手	実施中	完了	2024（R6）進捗率
道路	15	0	0	15	100%
建築物	9	2	0	7	78%
交通安全	11	0	0	11	100%
全体	35	2	0	33	94%

表 - 関連事業計画進捗状況（2024年度末）

種別	事業数	未着手	実施中	完了	2024（R6）進捗率
公共交通	4	0	4	0	0%
道路	11	8	1	2	18%
交通安全	1	1	0	0	0%
全体	16	9	5	2	13%

道路の段差解消（市道 金池桜ヶ丘線）



視覚障がい者誘導用ブロックの修繕（市道 中央通り）



第3章 大分駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題

完了した特定事業（2024年度末時点）

種別	施設・路線名	事業場所	延長/面積	内容	実施事業	着手年度	完了年度	事業者名
道路	国道 10 号	東大道 1 丁目交差点 ～末広町交差点	L=1,500m	視覚障がい者誘導ブロックの改良	L=290m	2020(R2)	2022(R4)	国土交通省 (大分河川国道事務所)
				立体横断施設(横断歩道橋)の補修	1箇所	2021(R3)	2022(R4)	
	国道 197 号	寿町～大分県庁	L=1,200m	路面補修	1箇所	2022(R4)	2022(R4)	
				排水施設の溝幅補修	1箇所	2021(R3)	2021(R3)	
	国道 210 号	新町～大道	L=900m	歩道橋撤去	1箇所	2020(R2)	2020(R2)	
				排水施設の溝幅補修	7箇所	2021(R3)	2023(R5)	
	(主要地方道) 大分臼杵線	大道～上野	L=1,100m	点字誘導の設置	1箇所	2021(R3)	2021(R3)	
				排水施設の溝幅補修	3箇所	2021(R3)	2022(R4)	
	(県道)大分港線	昭和通り交差点～新川	L=600m	排水施設の溝幅補修	5箇所	2022(R4)	2023(R5)	
	(市道) 中央通り線	国道 10 号大分駅前交差点 ～国道 197 号昭和通り交差点	L=500m	擦り付け舗装の補修	10箇所	2022(R4)	2022(R4)	大分市
				視覚障がい者誘導ブロック塗直し (退色・剥がれ箇所)	L=425m	2022(R4)	2024(R6)	
	(市道) 大道金池線	国道 210 号大道町 1 丁目交差点 ～県庁前古国府線上野町交差点	L=1,200m	バス停部視覚障がい者 誘導ブロック敷設(アプローチ部)	4箇所	2024(R6)	2024(R6)	
	(市道) 末広町大道線	国道 10 号末広町交差点 ～大分臼杵線美術館入口交差点	L=1,000m	バス停部視覚障がい者 誘導ブロック敷設(アプローチ部)	2箇所	2024(R6)	2024(R6)	
	(市道) 中央住吉 2 号線	国道 10 号中央町入口交差点 ～中央町南春日線交差点	L=350m	集水樹グレーチングの取替	1箇所	2022(R4)	2022(R4)	国土交通省 (大分河川国道事務所)
	(市道) 金池桜ヶ丘線	要町交差点～金池南 1 丁目交差 点間の横断歩道	L=1,200m	擦り付け舗装の設置(段差解消)	L=10m	2021(R3)	2021(R3)	
建築物	大分市役所	大分市 荷揚町	延床面積 約 42,048 m ²	本庁舎東側トイレ改修工事	3箇所	2020(R2)	2021(R3)	大分市
	大分市保健所	大分市 荷揚町	延床面積 約 5,147 m ²	和式便所から洋式便所への改修	3箇所	2020(R2)	2020(R2)	
	大分市立 金池小学校	大分市 金池町	延床面積 約 13,000 m ²	多目的トイレの設置	5箇所	2021(R3)	2022(R4)	
				エレベーターの設置	2箇所	2021(R3)	2022(R4)	
				車いす使用者用駐車施設設置	2箇所	2021(R3)	2022(R5)	
	大分市立 かないかけ 認定こども園	大分市 金池町	-	多目的トイレの設置	1箇所	2021(R3)	2022(R4)	
				車いす使用者用駐車施設設置	1箇所	2021(R3)	2022(R4)	
交通安全	国道 10 号	末広町交差点	1箇所	エスコートゾーン補修	3本	2021(R3)	2021(R3)	大分県警察
		顕徳町一丁目交差点	1箇所	エスコートゾーン補修	2本	2020(R2)	2020(R2)	
		顕徳町二丁目交差点	1箇所	エスコートゾーン設置(新設)	2本	2020(R2)	2020(R2)	
	国道 197 号	二の井橋西	1箇所	音響式信号機設置	1箇所	2022(R4)	2022(R4)	
		城址公園先交差点	1箇所	エスコートゾーン補修	1本	2020(R2)	2020(R2)	
	(主要地方道) 大分臼杵線	大分いこいの道南交差点	1箇所	エスコートゾーン補修	1本	2022(R4)	2022(R4)	
	(市道) 中央通り線	祝祭の広場西側交差点	1箇所	エスコートゾーン補修	2本	2020(R2)	2020(R2)	
	(市道) 末広町大道線	さくらの杜高等支援学校西側	1箇所	エスコートゾーン補修	1本	2021(R3)	2021(R3)	
		東大道一丁目 12 番南西交差点	1箇所	エスコートゾーン補修	4本	2021(R3)	2021(R3)	
		末広町一丁目 6 番南西交差点	1箇所	エスコートゾーン補修	4本	2021(R3)	2021(R3)	
	(市道) 要町東西線	大分駅前交番南側	1箇所	エスコートゾーン補修	1本	2021(R3)	2021(R3)	



1-2. 大分駅周辺地区におけるまちづくり

JR大分駅が全線高架開業し、これまで鉄道により分断されていた南北市街地が一体となった、新しい市街地への整備が進められています。

一方、建築物や道路等のバリアフリーにおいては、ここ数年で大分県福祉のまちづくり条例をはじめとするさまざまなバリアフリー基準が整備されてきており、まちづくりの事業にもバリアフリー基準に合わせた整備が既に実施されている状況です。大分駅周辺の重点整備地区では、まちづくりの動きにあわせて効果的なバリアフリー化を実現することが必要です。

そのため、大分駅周辺で展開されているまちづくりの動きのなかで、本基本構想において「生活関連施設」及び「生活関連経路」に関連すると考えられる施設や道路に対する整備計画、さらにはバリアフリーに関する計画等を踏まえ、大分駅周辺地区におけるまちづくりの動きについて概況を整理します。

(1) 大分市荷揚町小学校跡地複合公共施設整備事業

中心市街地に位置する荷揚町小学校は、碩田学園に統合され平成29年3月に閉校しました。その跡地について子どもの遊び場や地区公民館等の整備により、中心市街地のさらなる魅力創造を図るため、平成31年3月に「中心市街地公有地利活用基本構想」を策定し、導入することが望ましい機能を整理するとともに、民間のノウハウや資金を活用することによる効率的・効果的な事業手法の検討等を取りまとめました。

令和6年4月に「地域住民や訪れる人が安心して快適にすごせる憩いの場の創出」をメインコンセプトとした複合公共施設がオープンし、子どもルームや公民館、災害対策本部室やおおいた消防指令センターなどが設置されています。また、敷地内には広場空間と飲食店や物販店を組み合わせた商業施設（民間施設）も整備されています。



資料：大分市ホームページ

(2) 市道府内 11 号線（無電柱化・修景事業）

市道府内 11 号線は、中央通りと遊歩公園までを結ぶ東西約 400m であり、コンパルホールや百貨店などの集客施設もあります。

電線類の地中化を行い、商業の中心として繁栄してきた歴史的背景と現在の「ポルトソール通り」のイメージを踏まえ、美装化された歩道が新たに整備されました。

安全で快適に走行・歩行ができるようになるとともに、魅力ある都市空間の創出による回遊性や滞留性の向上及び交流機会の拡大に寄与しています。



資料：大分市ホームページ



2. 大分駅周辺地区のバリアフリーに関する課題（取組方策）の整理

「第2期大分市バリアフリーマスターplan」における課題（取組方策）を踏まえるとともに、バリアフリーに関する問題と課題について把握するために行われた、まち歩き点検・意見交換会で発言された意見や内容に基づいて、大分駅周辺地区のバリアフリーに関する課題（取組方策）を整理します。

2-1. マスタープランにおけるバリアフリー化に向けた課題（取組方策）

マスタープランでは、主要な施設のバリアフリー化の状況や、生活関連施設のバリアフリー整備の状況、特定事業の進捗状況、住民アンケート、ヒアリング調査などの結果から、次のような課題（取組方策）を整理しています。

（1）公共交通

- ・鉄道やバス、タクシーに関する公共交通のバリアフリー化においては、バリアフリー法の基準を目標に今後も努力する必要があります。
- ・公共交通はさまざまな人が利用するため、公共交通事業者・一般利用者・高齢者や障がいのある人など、それぞれの立場を理解・尊重し合い、相互のコミュニケーションを図るとともに、交通事業者による適切な接遇を行うことも重要です。

（2）道路

- ・道路特定事業は、路線や箇所数が多くなることから、事業の推進が厳しい状況にあります。しかし、バリアフリーのネットワークを形成するには、生活関連経路の整備は重要です。経路ごとの重要度や利用者のニーズに対応し、かつ、実現可能な整備を実施するように進めていくことでネットワークの形成を促進する必要があります。また、管理者境界は連携してバリアフリー化に取り組むことも重要です。

（3）公園

- ・都市公園のバリアフリー化においては、老朽化した施設の改修にあわせてバリアフリー法の基準を目標に、引き続き整備する必要があります。
- ・施設の整備や改修に当たっては、こどもから高齢者や障がいのある人などのさまざまな利用者を想定したユニバーサルデザインの観点が重要です。

（4）建築物・駐車場

- ・新たに整備する建築物・駐車場については、バリアフリー法の基準に適合した整備が必要です。特に隣接する施設の管理者と連携してバリアフリー化に取り組むことが重要です。
- ・既存の建築物・駐車場のバリアフリー化においては、バリアフリー法の基準を目標に今後も努力する必要があります。
- ・エレベーター・トイレ・駐車場等の適正利用の推進に取り組む必要があります。

(5) 交通安全

- ・交通安全施設のバリアフリー化（音響信号やエスコートゾーン等の設置）は、利用者のニーズの反映や交通管理者と道路管理者の連携、維持管理を考慮した整備を行っていく必要があります。最新のデジタル技術などを取り入れることも考えられます。
- ・交通安全施設の整備だけでなく、交通ルールや利用者マナーについての周知も重要です。

(6) 心のバリアフリー

- ・一般の方、高齢者や障がいのある人などがそれぞれの立場を理解した相互のコミュニケーションを図っていく必要があります。そのためにも、さまざまな障がいに対する理解を深めることが重要です。
- ・これまでの「心のバリアフリー」に関する取組の継続及び充実を図る必要があります。特に、施設の適正利用の促進、分かりやすい情報発信などが重要です。



2-2. まち歩き点検・意見交換会

(1) 開催概要

2024（令和6）年5月29日、障がいのある方や高齢者、子育て世代の方及び行政機関、交通事業者の参加によりまち歩き点検を行い、その後意見交換会を開催しました。

まち歩き点検では、大分駅周辺における施設と経路を選定し、バリアフリー整備状況の現状把握や課題等について、ご意見をいただくことができました。

意見交換会では、さまざまな立場の方から、利用する視点に立った建設的な意見を共有しました。

(2) 開催日時及び開催コース

日 時：2024（令和6）年5月29日（水） 13:30～16:00

開催コース：Aコース（荷揚町複合施設→（県）大分港線 →（市）荷揚舞鶴線 →（市）荷揚碁田2号線）

開催ルート：Bコース（アートプラザ →（都）県庁前古国府線）

(3) 参加者：32名

一般参加者（大分市老人クラブ連合会、大分県聴覚障害者協会、大分市視覚障害者協会、

大分市身体障害者福祉協議会連合会、大分市商店街連合会、naana パートナー）

行政関係機関（大分県大分中央警察署、大分県土木建築部、大分県福祉保健部、大分県企画振興部）

交通事業者（JR九州大分支社、大分個人タクシー協同組合）

大分市（土木管理課、住宅課、長寿福祉課、開発建築指導課、教育総務課、まちなみ企画課、都市交通対策課、公園緑地課、障害福祉課）

(4) まち歩き点検・意見交換会の流れ

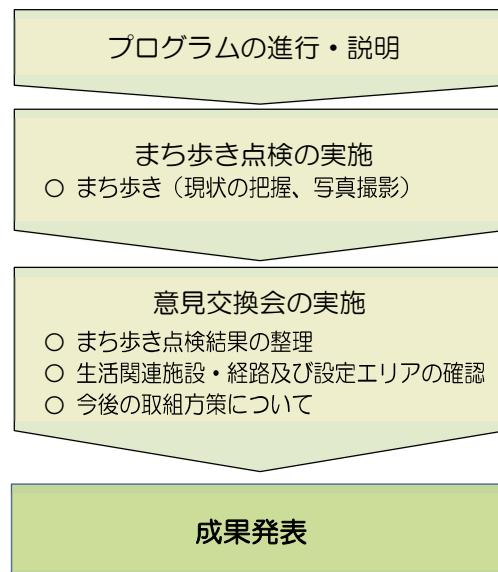




図 - まち歩き調査コースマップ



(5) まち歩き点検・意見交換会の整理

まち歩き点検・意見交換会で出された意見を整理します。

1) まち歩き点検

経路について

- ・路側帯内に電柱があり、通行空間を狭くしている
- ・誘導ブロックがなく、段差や勾配があるため歩きづらい
- ・側溝蓋の隙間に白杖がひっかかり、転倒のおそれがある
- ・店舗や住宅への乗入れが連続しているため横断勾配がきつく、歩きづらい。
- ・誘導ブロックが破損している
- ・グレーチングの隙間が大きいため、車いすのタイヤがひっかかる 等

施設について

(荷揚複合公共施設)

- ・誘導ブロック、バリアフリートイレ等整備されていて利用しやすい
- ・スロープの縁石が突出していて危なく、手すりがあったほうがよい
- ・多機能トイレを視覚障がい者が1人で利用するには、点字等がないため難しい
- ・トイレへの案内がなく、ピクトグラムも男女の区別がわかりにくい 等

(アートプラザ)

- ・スロープの滑り止め付きタイルが視覚障がい者誘導用ブロックと誤認しやすい
- ・多機能トイレへの誘導ブロックや音声案内が必要
- ・多機能トイレの入口の照明は人感センサーにして欲しい 等

2) 生活関連施設・生活関連経路及び設定エリアの確認

経路について

- ・側溝蓋の隙間があり危険
- ・府内5番街の歩道や車道に壅みがある 等

施設について

- ・(コンバルホール) 地下駐車場が狭く危険 等

その他

- ・低床バスの普及が必要
- ・バス乗り場の照明が暗い
- ・公園に休憩施設の設置など憩いの場所にしてほしい
- ・休憩できるベンチが少ない
- ・飲食店に車いす利用者が使えるトイレが少ない 等

3) 今後の取組方策の確認

大分駅周辺地区の課題に対して、取り組む必要がある特定事業に対する重みづけについて傾向を整理します。

バリアフリー事業に関する傾向について、「②道路」が 27%と最も高く、次いで「①公共交通」の 22%、「④建築物・駐車場」の 17%、「⑥心のバリアフリー」の 16%、「⑤交通安全」の 10%、「③公園」の 8%となっています。

バリアフリーの事業に関する重みづけ	全体	一般参加者	行政参加者
①公共交通	22%(27 点)	36%(21 点)	9%(06 点)
②道路	27%(34 点)	27%(16 点)	28%(18 点)
③公園	8%(10 点)	8%(05 点)	8%(05 点)
④建築物・駐車場	17%(21 点)	15%(09 点)	18%(12 点)
⑤交通安全	10%(12 点)	7%(04 点)	12%(08 点)
⑥心のバリアフリー	16%(20 点)	7%(04 点)	25%(16 点)
合計	100%(124 点)	100%(59 点)	100%(65 点)

※最も重要と思う事業 3 点(1 票)、重要と思う事業 1 点(2 票)、合計 5 点(3 票)の総投票得点に対する割合

主なコメントは以下の通りです。

- ・公共交通機関を安全かつ自由に利用できるようになる取組が必要
- ・案内情報や照明も含めたバリアフリー整備が必要
- ・経年劣化したバリアフリー施設の修復が必要
- ・道路に休憩できるベンチが必要
- ・公園内トイレのバリアフリー化や日陰のある休憩施設が必要
- ・公共施設や商業施設など建築物のバリアフリー化の推進が必要
- ・トイレのバリアフリー化の推進が重要
- ・安全に道路を利用するため交通安全施設は必要
- ・バリアフリー教室等に参加し体験することで障がい者への理解が深まる
- ・若年層や学生に対する啓発活動はバリアフリーの推進に役立つ 等



2-3. バリアフリーに関する課題（取組方策）の整理

「2-1. マスタープランにおけるバリアフリー化に向けた課題（取組方策）」に加えて、「1. 大分駅周辺地区におけるまちづくりの動き」や「2-2. まち歩き点検・意見交換会」の結果を踏まえて、大分駅周辺地区のバリアフリーに関する課題（取組方策）について、6つの事業（公共交通、道路、公園、建築物・駐車場、交通安全、心のバリアフリー）を基に整理します。

(1) 公共交通について

- ・一般参加者による重みづけの結果が36%となっており、最も高い結果となっています。
- ・また、行政参加者も含めた全体の集計結果では、22%と二番目に高くなっています。
- ・日常的に利用する上で不便さを感じており、安全で快適な移動環境を確保するため、引き続き、官民の連携によるバリアフリー整備が必要です。
- ・特に、バリアフリーに対応した車両の導入や設備の操作に関する研修、バス停の段差解消、案内の充実などが求められています。

(2) 道路について

- ・一般参加者による重みづけの結果が27%となっており、二番目に高い結果となっています。また、行政参加者も含めた全体の集計結果では、27%と最も高くなっています。
- ・市道府内11号線などでバリアフリー整備が行われています。
- ・少しの段差が事故につながるおそれがあるため、段差や勾配の解消などを続けていく必要があります。
- ・大分駅周辺地区では、バリアフリー整備が進んでいますが、視覚障がい者誘導用ブロックやエスコートゾーンなどに劣化がみられるため改修や修繕も必要となっています。
- ・支障物の移設等による歩行空間の確保や、ベンチの設置や、グレーチングを細目にするなどの対策も必要です。
- ・市道遊歩公園東線及び市道遊歩公園西線、市道荷揚舞鶴線はまち歩き点検において、バリアフリー化に向けた指摘があがっています。

(3) 公園について

- ・トイレの洋式化や、避暑スペースの設置が求められています。
- ・幅広い世代が利用できる公園とすることで、防犯対策などにもつながります。

(4) 建築物・駐車場について

- ・荷揚町小学校の跡地に、複合公共施設が整備されました。
- ・バリアフリー化された施設として評価される一方で、誘導方法やサインの視認性、広場の高低差の処理などについて改善を求める意見もあります。
- ・アートプラザでも、車いす利用などを想定した改善が求められています。
- ・公共施設や商業施設を中心に、トイレの洋式化や手すり設置などのバリアフリー化に加え、案内の充実などのきめ細かなバリアフリー化が必要です。

(5) 交通安全について

- ・横断歩道の構造など、歩行者の移動を考慮した対策が求められています。
- ・大分駅周辺地区では、バリアフリー整備が進んでいますが、視覚障がい者誘導用ブロックやエスコートゾーンなどに劣化がみられるため、改修や修繕も必要となっています。

(6) 心のバリアフリーについて

- ・行政参加者による重みづけの結果が25%となっており、最も高い結果となっています。
- ・一方で、一般参加者による重みづけの結果は、7%となっています。
- ・心のバリアフリーの推進には、行政、事業者、市民のそれぞれの理解と協力が必要です。
- ・合理的配慮等に関する周知や、若年層向けのバリアフリービー体験などの取組の充実が求められています。



3. 大分駅周辺地区の概説

大分駅周辺地区では、2004（平成16）年に「交通バリアフリー基本構想」を策定して以降、重点整備地区として位置付け、地区で展開されるまちづくり事業と連携して、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー化に向けた取組を継続的に進めてきています。この間、JR大分駅が全線高架開業し、これまで鉄道により分断されていた南北市街地が一体となった、新しい市街地への整備が進められているなかで、近年では「大分市荷揚町小学校跡地複合公共施設整備事業」や「市道府内11号線（無電柱化・修景事業）」等のまちづくり事業が行われており、これらの動きに合わせた効果的なバリアフリー化を実現することが必要となっています。

これまでの取組に対して、大分駅周辺地区のバリアフリー化は進んでいると評価されています。

まち歩き点検・意見交換会においても、国道197号のような主要道路や新たに建設された公共施設等のバリアフリー化が進んでいると評価されています。一方で、市道荷揚3号線のように歩道と車道が構造上分離されていない路線のバリアフリー化や、市道遊歩公園東・西線の段差解消等の細部も含むさらなるバリアフリー化、老朽化したバリアフリー施設の改修や更新が課題として挙げられています。

また、バリアフリー法の改正により「国民に向けた広報啓発の取組推進」が求められるなかで、理解を深めるための普及・啓発活動等の心のバリアフリーに関する取組のさらなる推進が求められています。

このような状況を踏まえて、都市機能の集積した本地区においては、今後ハード・ソフトの両面での取組をより一層推進していくこととし、次章の第4章にてハード面での取組、第5章にてソフト面での取組について整理します。



第4章 大分駅周辺地区における バリアフリー化の推進にむけたハード面での取組



1. バリアフリーの整備方針

第3章「大分駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題」を踏まえ、重点整備地区における事業の実施に向けた、バリアフリーの整備方針について整理します。

なお、本市におけるバリアフリー化は、道路の新築・改築の際は、以下の整備方針に基づき、計画的かつ段階的に実施します。

また、新築・改築以外の場合は、以下の整備方針に基づき、利用者等の意向や現地の周辺環境などから判断し、整備に努めます。

表 - バリアフリーの整備方針一覧

項目	タイトル	頁
1－1. 生活関連経路	1) 歩道の構造	41
	2) 歩道等の有効幅員	42
	3) 舗装	43
	4) 勾配	43
	5) 排水施設	43
	6) 視覚障がい者誘導用ブロック	43
	7) 横断歩道部の移動等円滑化	44
	8) 歩道設置及び有効幅員に関する経過措置	46
1－2. 公園（生活関連施設）	1) 出入口・通路	49
	2) 多目的トイレ	50
	3) その他	53
1－3. 生活関連施設（公園以外）		53
1－4. 公共交通に関する移動等円滑化 (路線バス)		54

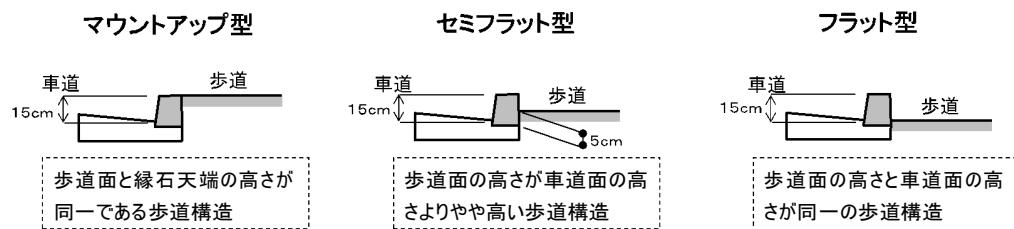
本基本構想で設定した生活関連経路は、バリアフリー法に基づく特定道路^{*1}としての指定要件を満たします。特定道路に指定されると新設または改築の際に、道路に関する移動等円滑化基準及び条例に適合させる必要があります。また、バリアフリー整備後には基準に適合した状態を維持する必要があります。

*1：特定道路とは生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者や障がいのある人などが通常徒歩で移動する路線、区間を対象として、国土交通大臣が指定したものです。

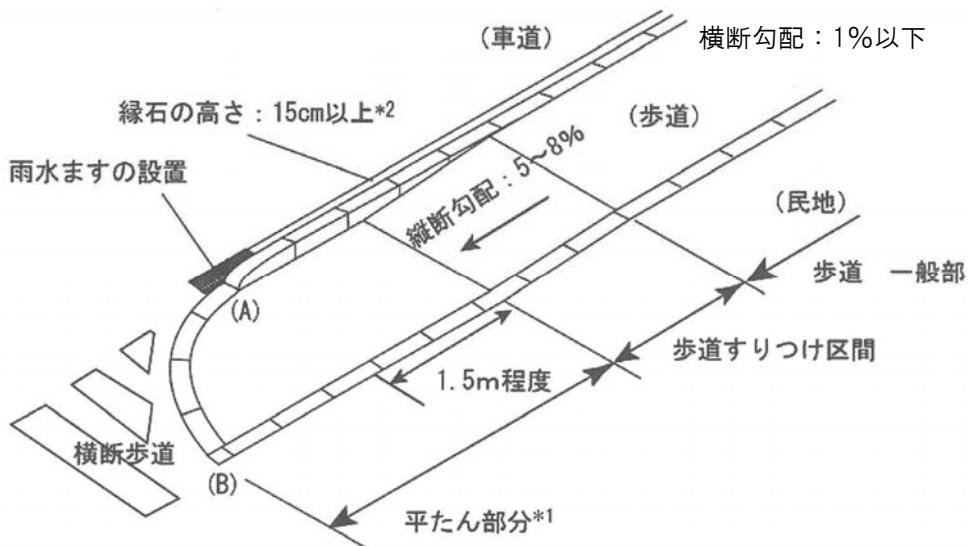
1-1. 生活関連経路

1) 歩道の構造

- 生活関連経路は、原則として車両と歩行者を分離するよう整備します。ただし、やむを得ず歩道の整備が不可能な場合は、自動車の走行速度を落とし、車いす使用者や障がいのある人をはじめとする歩行者の通行を優先とする措置を行います。
- 歩道の構造は、セミフラット型（歩道高さ 5cm を標準とし、市道の横断歩道接続部について段差を設けない）とします。



- 沿道制約の状況等でやむを得ない場合は、横断歩道のすりつけ部の平坦部や車両乗り入れ部での有効幅員等が確保できる条件を満たしていれば、フラット型あるいはマウントアップ型を選定します。



※1 平たん部分については卷込始点(A)からすりつけ区間との間に1.5m程度設けることが望ましい。このように設けられない場合でも、最低巻込終点(B)から1.5m程度設ける。

※2 縁石は両面加工した特殊ブロックを使うなど、歩行者等の安全な通行が確保されるよう考慮する。

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドラインより

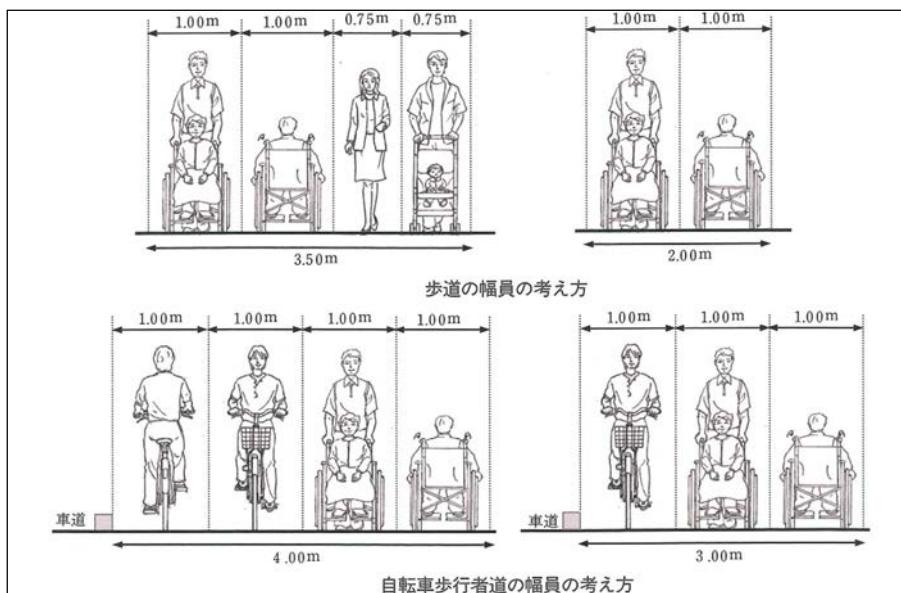
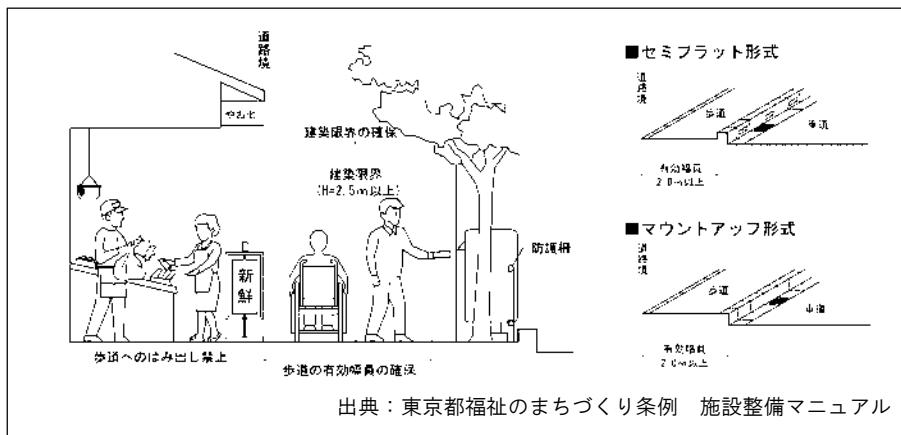
図 - 横断歩道のすりつけ部の平坦部の確保



2) 歩道等の有効幅員

■道路構造令等による、通行に必要な歩道有効幅員、歩道に施設を設置する場合に必要な歩道幅員とします。

- 歩行者の交通量が多い歩道有効幅員：幅 3.5m以上
- その他の道路の歩道有効幅員：幅 2.0m 以上
- 歩行者の交通量が多い自転車歩行者道の場合の有効幅員：幅 4.0m以上
- その他の自転車歩行者道の場合の有効幅員：幅 3.0m以上



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

※「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」では、有効幅員を 2m 確保することが著しく困難な区間においては、当分の間、歩道の有効幅員を 1.5m（車いすが回転でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道）まで縮小することができることとします。その際には、部分的に有効幅員 2m 以上の箇所を設けるなど、車いす使用者同士のすれ違いに配慮します。

<参考：すれ違いに必要な幅員>



3) 補装

- 雨水を地下に浸透させることのできる構造(透水性舗装等)とし、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとします。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りではありません。
- ブロック系の舗装材を使用する場合は、車いす使用者等の走行性に配慮し、騒音・振動の少ない材料を使用します。

4) 勾配

- 歩道の勾配は、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、原則として以下の勾配とします。

① 縦断勾配：5%以下

ただし、沿道とのすりつけ等によりやむを得ない場合は、8%以下とします。

② 横断勾配：1%（歩道の舗装を透水性のものとした場合）

ただし、透水性の舗装を使用できない場合や沿道とのすりつけ等によりやむを得ない場合は、2%以下とします。

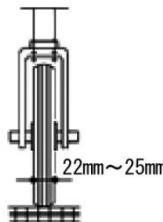
5) 排水施設

- 生活関連経路において排水施設の溝蓋は、車いすのキャスター、白杖の先及びハイヒール等が落ち込まない構造とします。

蓋構造の例(平面)



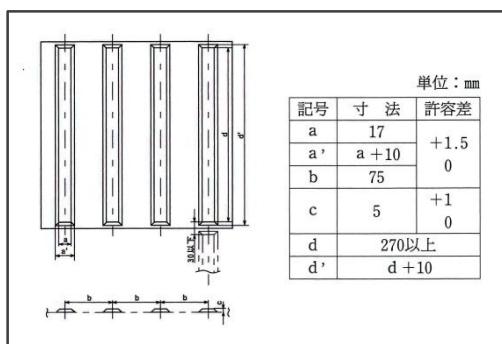
車いすの車輪(前輪)



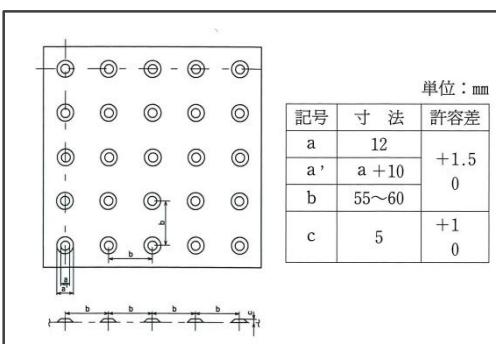
6) 視覚障がい者誘導用ブロック

- 今後設置する視覚障がい者誘導用ブロックの形状・寸法は、すべてJIS規格とします。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とします。ただし、舗装材の色と同色系になる場合については、輝度比が大きく識別しやすい色とします。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置位置は、概ね歩道の中央とします。

線状ブロック



点状ブロック



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン



7) 横断歩道部の移動等円滑化

- 横断距離の長い信号交差点の横断歩道中央部に工スコートゾーン(視覚障がい者用横断帯)を設置し、横断する方向をわかりやすくします。



- 交通量が少ない細街路との交差点部等で、ハンプ構造を採用することが可能な場合、安全性が確保されるよう周辺の交通状況等に配慮した上で、段差のない横断歩道（スムース横断歩道）の採用を検討します。

＜基本形＞

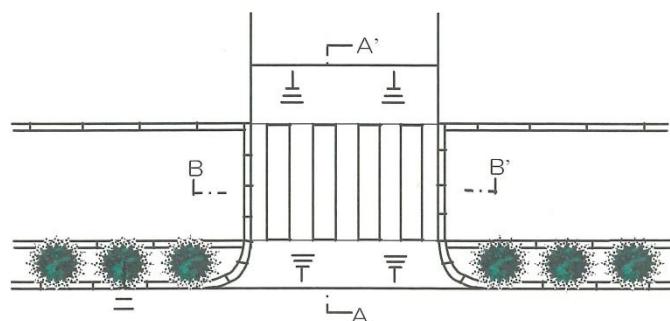


図 - スムース横断歩道の平面図



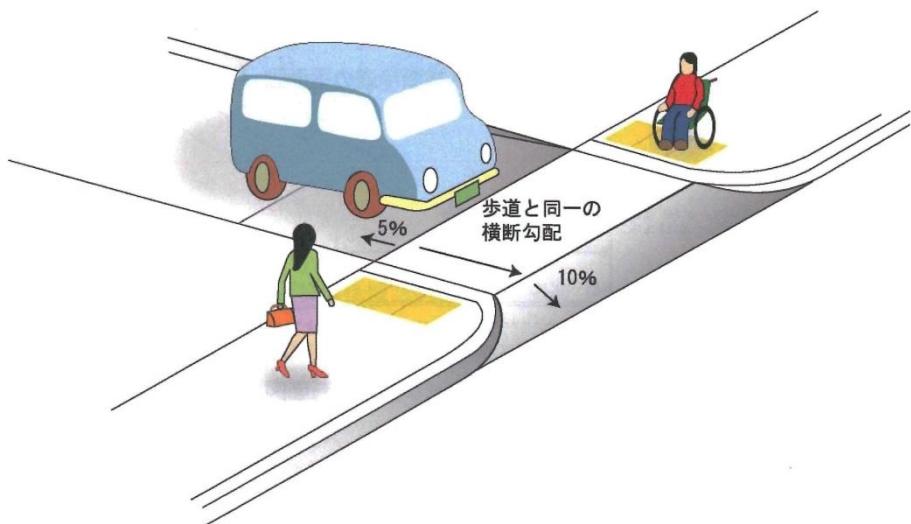
図 - スムース横断歩道の横断図面



図 - スムース横断歩道の縦断図面

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

○参考：スムース横断歩道の設計例



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

図 - スムース横断歩道の設計

- 今後必要な箇所に、視覚に障がいのある人のための音響式信号の設置や音響式信号の夜間延長、高齢者や障がいのある人などのための歩行者青時間の適正時間化、信号待ち時間表示等を行い、横断の利便性と安全性の向上を図ります。



8) 歩道設置及び有効幅員に関する経過措置

- 特定道路等を整備する場合には、原則、歩道を設けるものとする（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）。
- 一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部または屈曲部その他自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
- 一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、歩道の有効幅員を1.5mまで縮小することができる。

《歩道における経過措置の適用に係る考え方》

1. 満たすべき条件

道路の移動等円滑化にあたっては、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を設置することが原則であるが、やむを得ず経過措置（附則第2項又は第3項）を適用する際には、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間のうち、下表の条件を満たすものを対象とする。

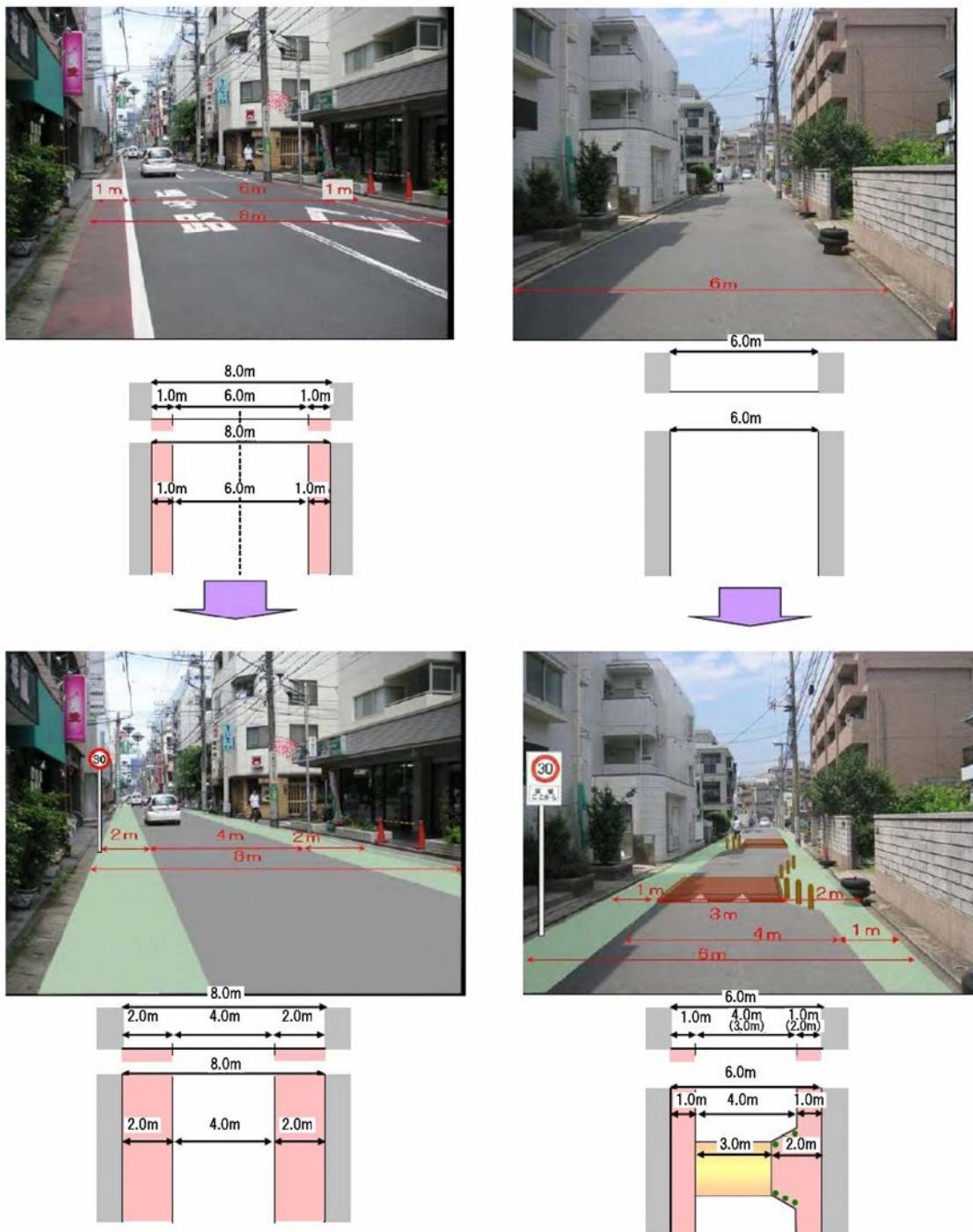
条件	有効幅員の縮小に 係る経過措置	歩車道非分離に 係る経過措置
①沿道に堅固な建築物が立地しているなどにより、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するため非常に長い期間を要する道路であること	○	○
②規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために、既存の道路幅員の中で車線の減少等による道路空間の再配分が困難な道路であること	○	○
③少なくとも、歩道の有効幅員として1.5mを確保でき、かつ、部分的に車いす使用者どうしのすれ違いを実現できる道路であること。この場合、放置自転車等の路上障害物の存在を勘案し、実質的に有効な幅員が1.5m確保できる見込みがあること	○	
④ハンプ、狭さく部、屈曲部の設置等による道路構造の工夫により、走行車両を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保することが可能であること		○
⑤自動車交通量が少ない道路であること		○

2. 経過措置の選択方法

上記の①～⑤を全て満たす場合は、まずは、有効幅員の縮小に係る経過措置を適用することを原則とする。ただし、沿道土地利用の状況や交通状況等を総合的に勘案し、これによることが合理的でない場合には、歩車道非分離に係る経過措置を適用できる。

やむを得ず、歩道の整備が不可能な場合の措置の例(国土交通省)

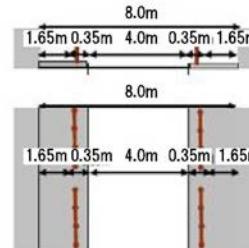
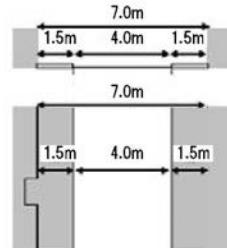
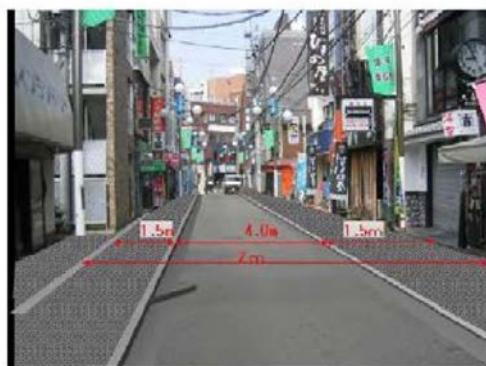
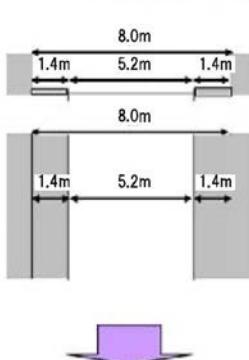
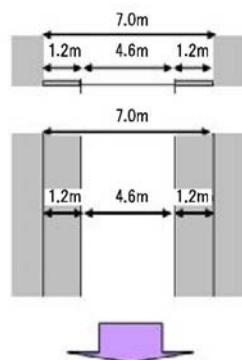
幅員が狭く、歩道の設置自体が難しい道路については、自動車の走行速度を落とし、車いす使用者や視覚に障がいのある人の通行の安全を確保し、歩行者の通行を優先すればよいとする考え方を追加します。自動車の走行速度を落とす方法としては、物理的な方法と規制による方法を組み合わせます。(歩行空間と車道の分離(段差をつける、ガードレールの設置等)を行わない。)





歩道の有効幅員を2m確保することが、著しく困難な場合の措置の例(国土交通省)

既成市街地の狭幅員道路等、歩道の有効幅員を最低2m確保することが著しく困難な道路については、車いすが転回でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道を整備します。(ただし、部分的に有効幅員2m以上の箇所を設けるなど、車いす同士のすれ違いに配慮。)

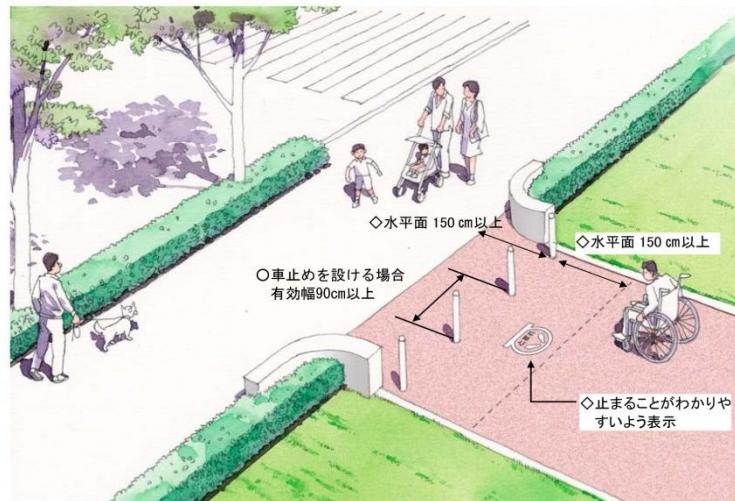


1-2. 公園（生活関連施設）

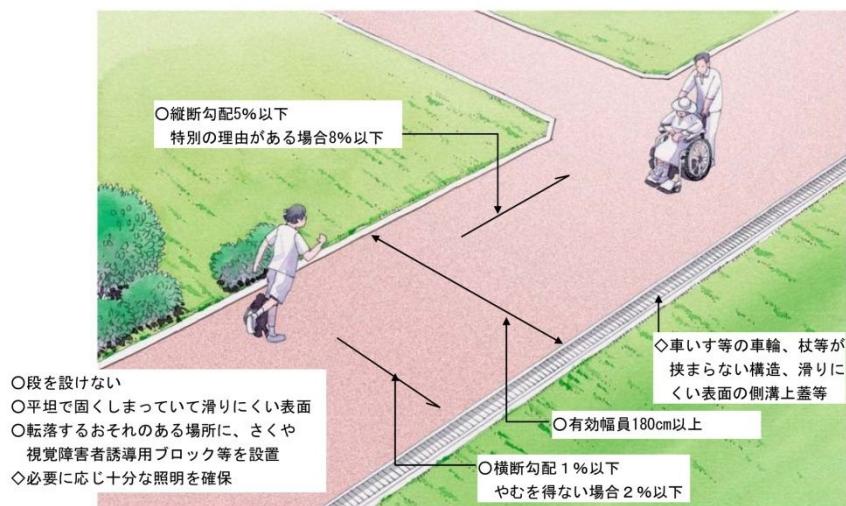
1) 出入口・通路

■車いす使用者や障がいのある人などが通行しやすいよう十分な幅の確保、段差解消や緩やかな勾配を確保します。

車止めを設ける場合



■車いす使用者同士が行き違いやすいよう、介助が必要な高齢者や障がいのある人などが行き違いやすいように十分な幅の確保、段差解消や緩やかな勾配を確保します。



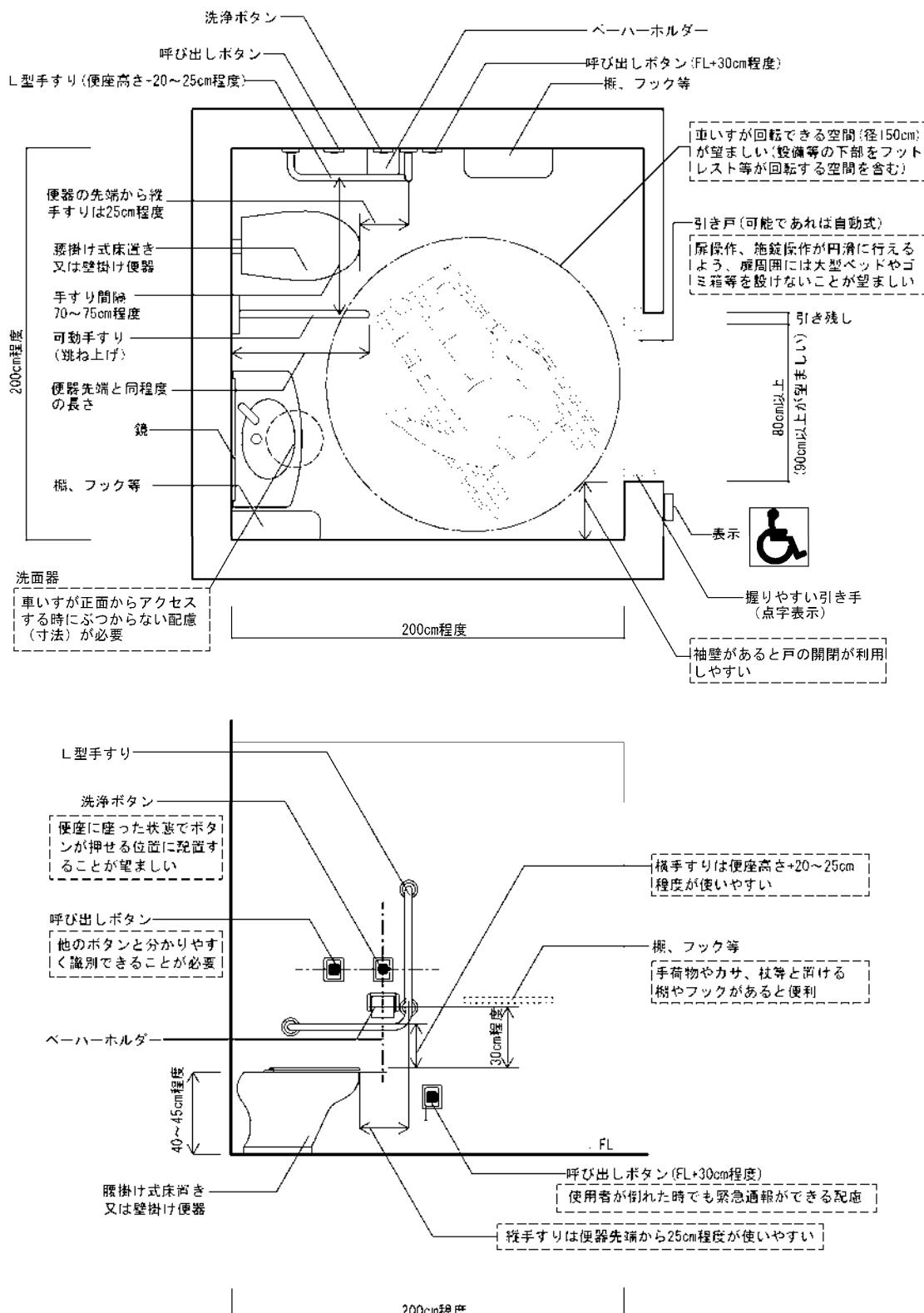
○印: 標準的な整備内容
△印: 望ましい整備内容

資料：「都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン」



2) 多目的トイレ

- 生活関連施設であるすべての公園には、多目的トイレを整備・改良します。
- 多目的トイレは、高齢者や障がいのある人、乳幼児を連れた方等が安心して外出するためには不可欠な利用しやすいトイレとして整備します。



資料：国土交通省 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

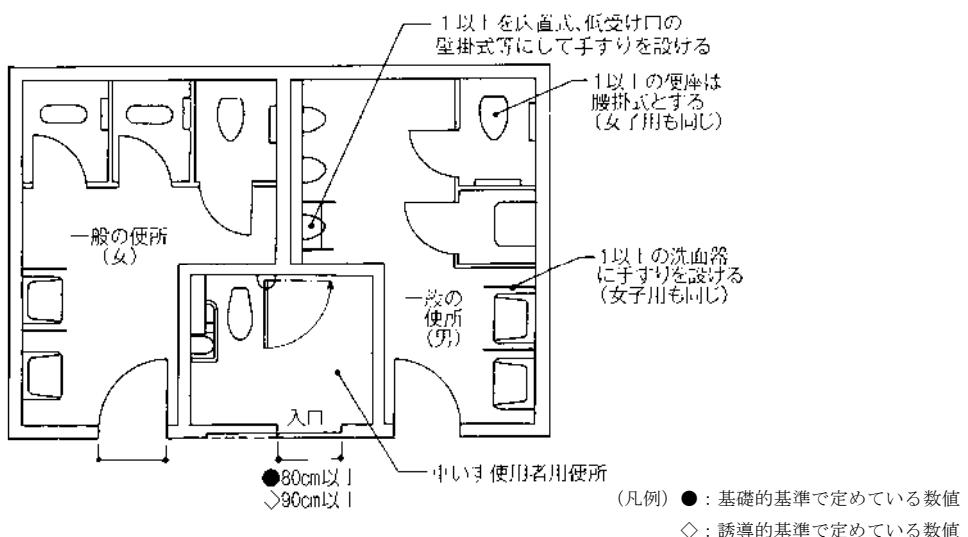
図 - 車いす使用者用便房

オストメイト用設備

水洗器具	○ 専用の汚物流しを設けることが望ましい。 ○ 汚物流しには、洗浄のための温水が出る設備を設ける。
その他	○ 腹部を映すための鏡、パウチ等を置くための棚等を設ける。 ○ オストメイト用設備を設けた便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口付近には、オストメイトが利用できる設備を設けていることを表示する標識を設ける。

一般便所

小便器	○ 小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみやフック等を設けることが望ましい。
大便器	○ 腰掛式便座には、手すりを設けることが望ましい。
表示	○ 案内板等に便所の位置及び男女の別を表示する。点字等による案内板にも表示する。
器具等	○ 便器洗浄装置、呼出しボタン、紙巻器の形状、色、配置は JIS S 0026 の規格に準じたものとする。
その他	○ 便房内や洗面器近くに、手荷物を置く棚を使いやすい高さに設けることが望ましい。 ○ 照明等のスイッチの大きさ、取付け位置は、高齢者等の利用に配慮する。必要に応じて緊急通報装置を設置することが望ましい。 ○ 車いす使用者用便房やオストメイト対応便房とは別に、一般便所の中に車いす使用者やオストメイトが利用できる便房（簡易型機能を備えた便房）を改造により設けるなど、必要とするできるだけ多くの高齢者や障がいのある人などが利用できるように、便所機能の配置に配慮する。



資料：大分県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（建築物編）

図 - 車いす使用者用便房を1つ設けた例

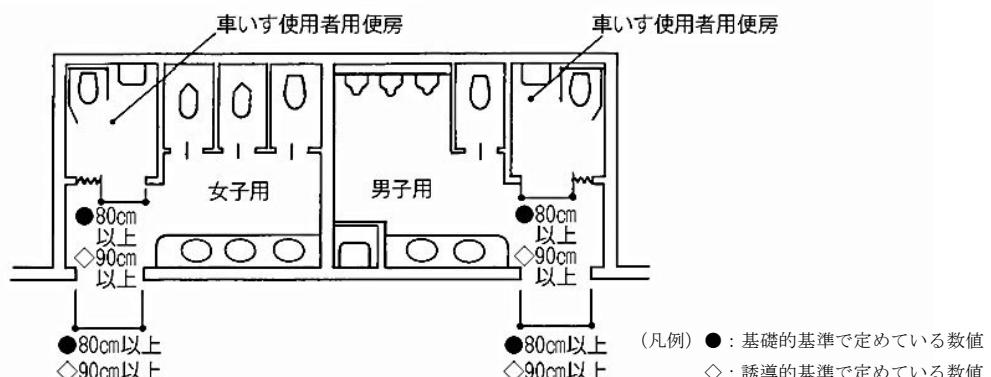


図-車いす使用者用便房を男女別々に設けた例

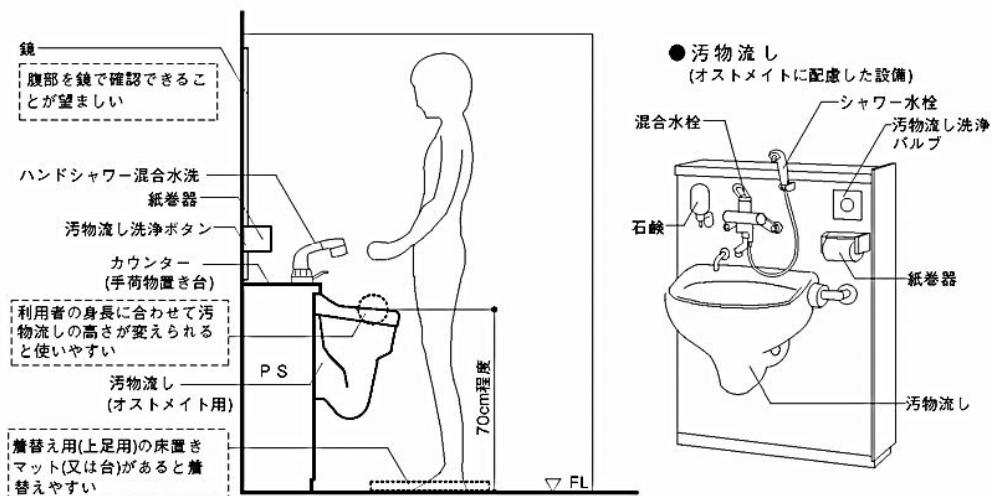


図-オストメイト用汚物流しの例

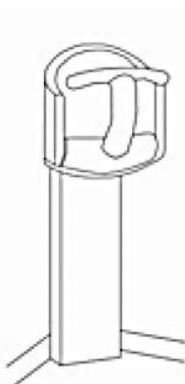


図-ベビーチェアの例

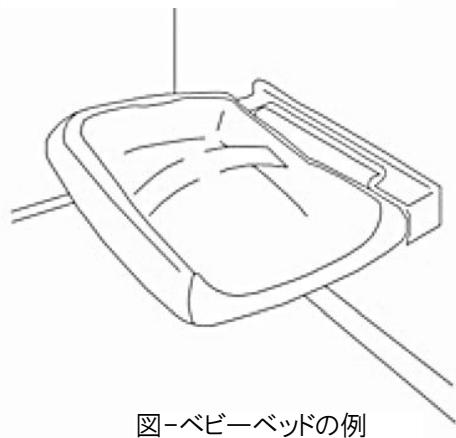


図-ベビーベッドの例

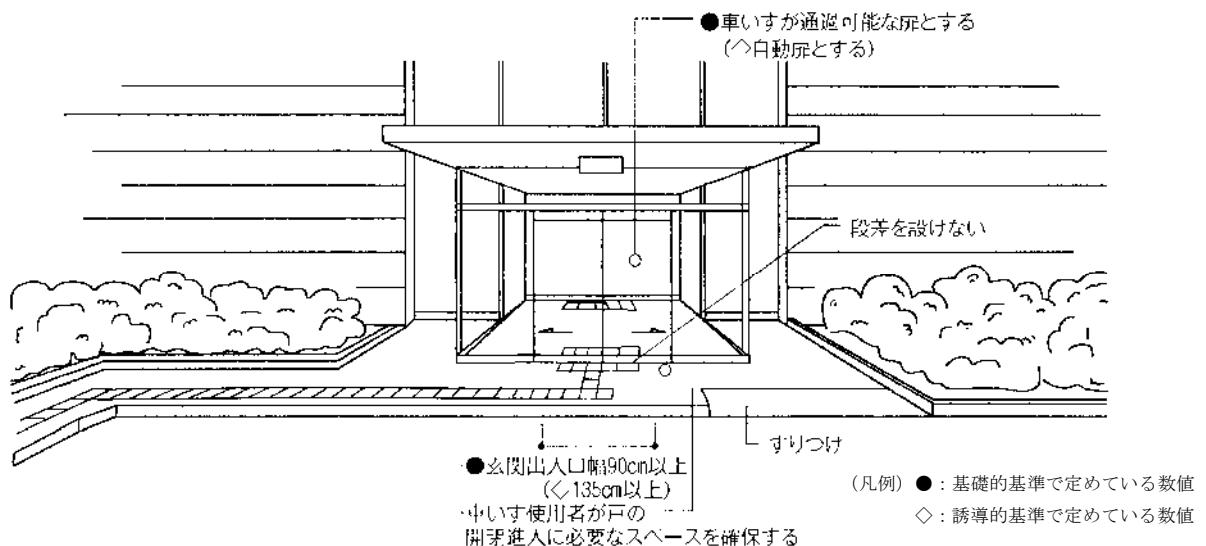
資料:大分県福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル(建築物編)

3) その他

- 園路は、幅1.8m以上で、縦断勾配5%以下（やむ得ない場合8%以下）として、車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けないなど、円滑に移動できる連続性の確保に努めます。
- 園内に、高齢者等が安全に利用できるベンチを整備・改善します。また、園内の噴水や池の周りのベンチでは、高齢者等が落ち込む危険性がある場合に柵を設けるなどして、安全性を確保します。

1-3. 生活関連施設（公園以外）

- 生活関連施設の更新及び建替え時には、「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がいのある人などが安全かつ容易に利用できる施設整備を行います。
- 施設出入口のバリアフリー化については、特に指導を強化するとともに、公共施設の出入口については、すべての施設においてバリアフリー化を図ります。



資料：大分県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（建築物編）

図 - 施設出入口部のバリアフリー化例

- 不特定多数の方が利用する施設のトイレ等は多目的トイレとし、障がいのある人、高齢者、子ども連れ等の方が利用しやすいように指導していきます。特に、市が管理する多目的トイレについては、適切な場所へのベッドや幼児ポケットの設置等、利用しやすく改善します。
- 駐車場は、車いす使用者用駐車施設の設置と、主要動線におけるバリアフリー対応に誘導しています。



1-4. 公共交通に関する移動等円滑化（路線バス）

- 低床バスの導入を推進します。
- バス停は、高齢者や障がいのある人などに配慮した構造とします。その際、高齢者や障がいのある人などの利用状況や道路の構造等に応じて、低床バスがバス停に正着できる構造に整備します。

歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響	
	周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり		
バスベイ型	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道側に切り込むため、歩道の幅員が狭い場合、歩道の有効幅員を侵す可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●切り込み形状によっては停留所に正着することが困難な場合がある ●バスのオーバーハングのため、バスベイの長さによっては停留所に正着することが困難 	<ul style="list-style-type: none"> ●切り込みの形状や周辺の路上駐車の状況によっては停留所に正着することが困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○バスは停車帯に入り込むため、バスの停車による本線交通への影響は少ない ○乗降の利便性を図るとともに、後続車の追い越しを容易にさせることができる
切り込みテラス型 (既存のバスベイ型の改良)	<ul style="list-style-type: none"> ●テラスを設置するためには、一定以上の長さのバスベイ型の切り込みが必要であることから、歩道の幅員が狭い場合、歩道の有効幅員を大きく侵す必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○バスベイ内に張り出したテラスを設置することにより、テラス手前でバスを安全に歩道に寄せることが可能になり、正着が容易となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の駐車の状況により困難になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○バスは停車帯に入り込むため、バスの停車による本線交通への影響は少ない ○乗降の利便性を図るとともに、後続車の追い越しを容易にさせることができる

凡例：○メリット、●デメリット

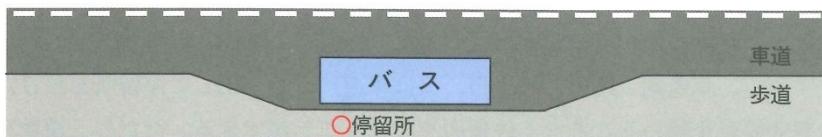


図 - バスベイ型

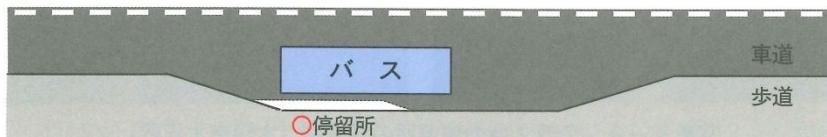
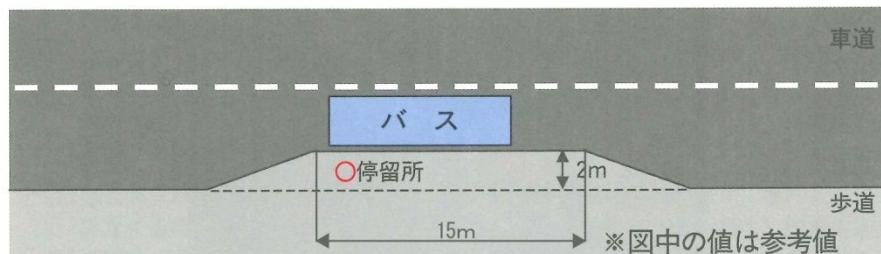


図 - 切り込みテラス型

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響	
	周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり		
テラス型	<ul style="list-style-type: none"> ○車道側にはみ出して設置するため、歩道の有効幅員を侵しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ○容易である 	<ul style="list-style-type: none"> ●テラス部の幅によっては正着が困難になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●バスの停車中は、後続車の通行が困難 ●広い路肩や停車帯をもたない道路では、停留所付近では1車線分通行できないので、交通容量が減る ●張り出し部分で事故の可能性がある

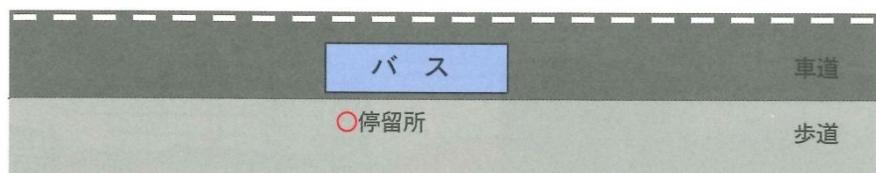
凡例：○メリット、●デメリット



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響	
	周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり		
ストレート型	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の全幅員に余裕がなく歩道に切り込みを入れて停車帯を設けることができない場合等に歩道の幅員を変えることなく、歩道内に停留所を設ける ●歩道内にベンチや上屋等停留所附属施設を設置する場合には、歩道の幅員が狭い場合、有効幅員を侵す可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○容易である 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の駐車の状況により困難になる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●バスの停車中は後続車の通行が困難

凡例：○メリット、●デメリット



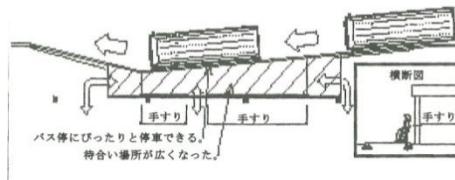
資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン



歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
	周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
三角形 切り込み型	○歩行空間やバス待ち空間を広く確保できる ○斜めに侵入するため、正着が容易である	●周辺の駐車の状況により困難になる場合がある	●バスの右側後方が車道側にはみ出すため、場合によっては後続車に影響がある ●バスの運転席から後方が確認しにくいため、発車時に十分な注意が必要

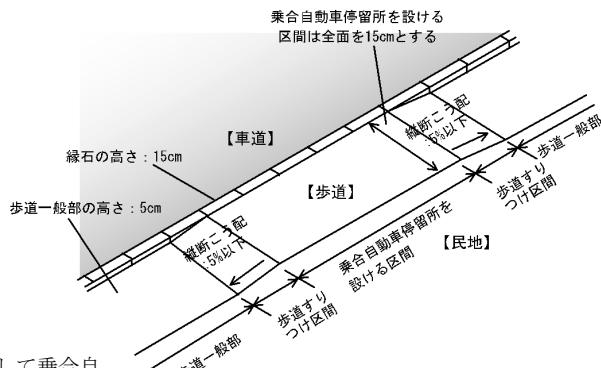
凡例：○メリット、●デメリット

バス停平面図（新型）



三角形切り込み型の停留所の設置例

- 高齢者や障がいのある人などが低床バスに円滑に乗降できる高さとして、バス停部分の歩道の高さは15cmを標準とします。



※有効幅員は、水平部分のみとするものとする。

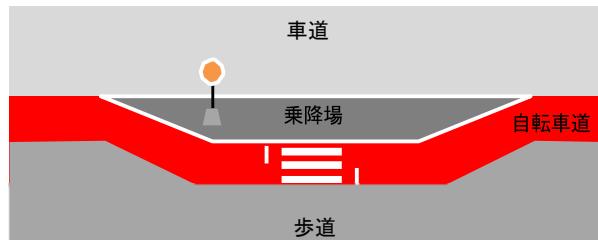
※セミフラット型の歩道における、ストレート型での整備例。

※乗合自動車停留所の区間の長さは、歩行者の滞留人数を考慮して乗合自動車の乗降に支障がない範囲を15cmに嵩上げするものとする。

※停留所が連担して、停留所付近の歩道が波打ち状になる場合には、セミフラット歩道等にかかわらず歩道高を嵩上げするものとする。

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

- 自転車道がある道路のバス停は、歩道幅員が十分ある場合、乗降客、歩行者と自転車の交錯を防ぐ措置を図ります。



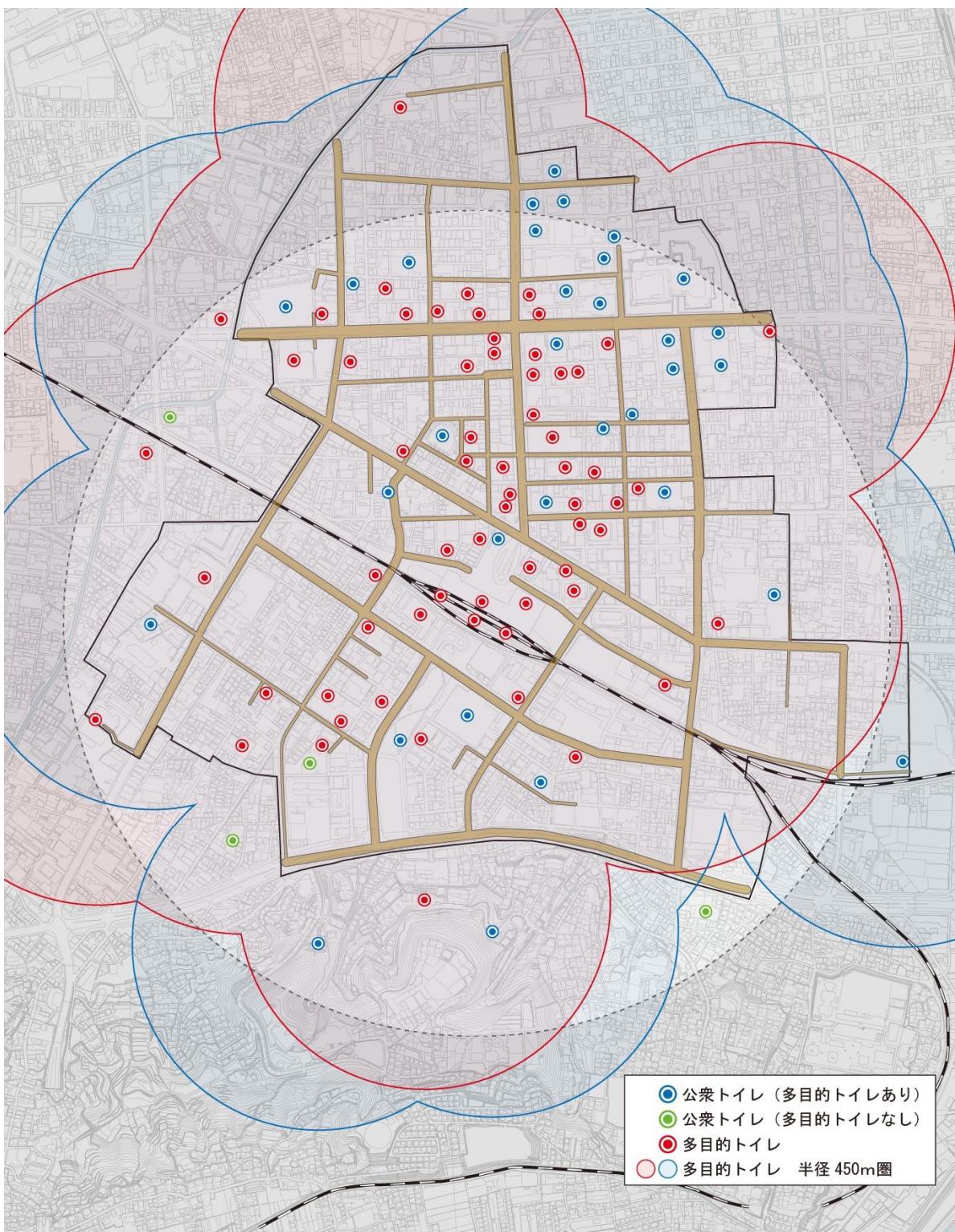
乗降場と歩道の間に自転車道を確保した例

- バス停の上屋やベンチは固定式とし、歩道の有効幅員を確保する上で障がいとならないようにします。
- 高齢者や障がいのある人の方にも、わかりやすく低床バスの時刻や、バスが来ている位置が分かるような情報提供を行います。
- バス停の案内板には、点字による表示をあわせて行うことが望まれます。視覚に障がいのある人の利用が多く、音声による誘導が効果的な箇所には、音声誘導装置等を設置することが望されます。

<参考1>公衆トイレ及び多目的トイレの位置

必要なときに誰でも利用できる公衆トイレ及び多目的トイレの位置、公共交通機関であるバス停の位置をプロットしています。

公衆トイレ及び多目的トイレの配置については、東京都が策定した「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針（平成18年7月）」において、トイレまでの移動時間は徒歩10分圏内という結果に基づき、高齢者の歩行速度から割り出した、400～500mに1か所が望ましいとする基準を用いて、トイレを中心とする半径450m圏のエリアを描いています。



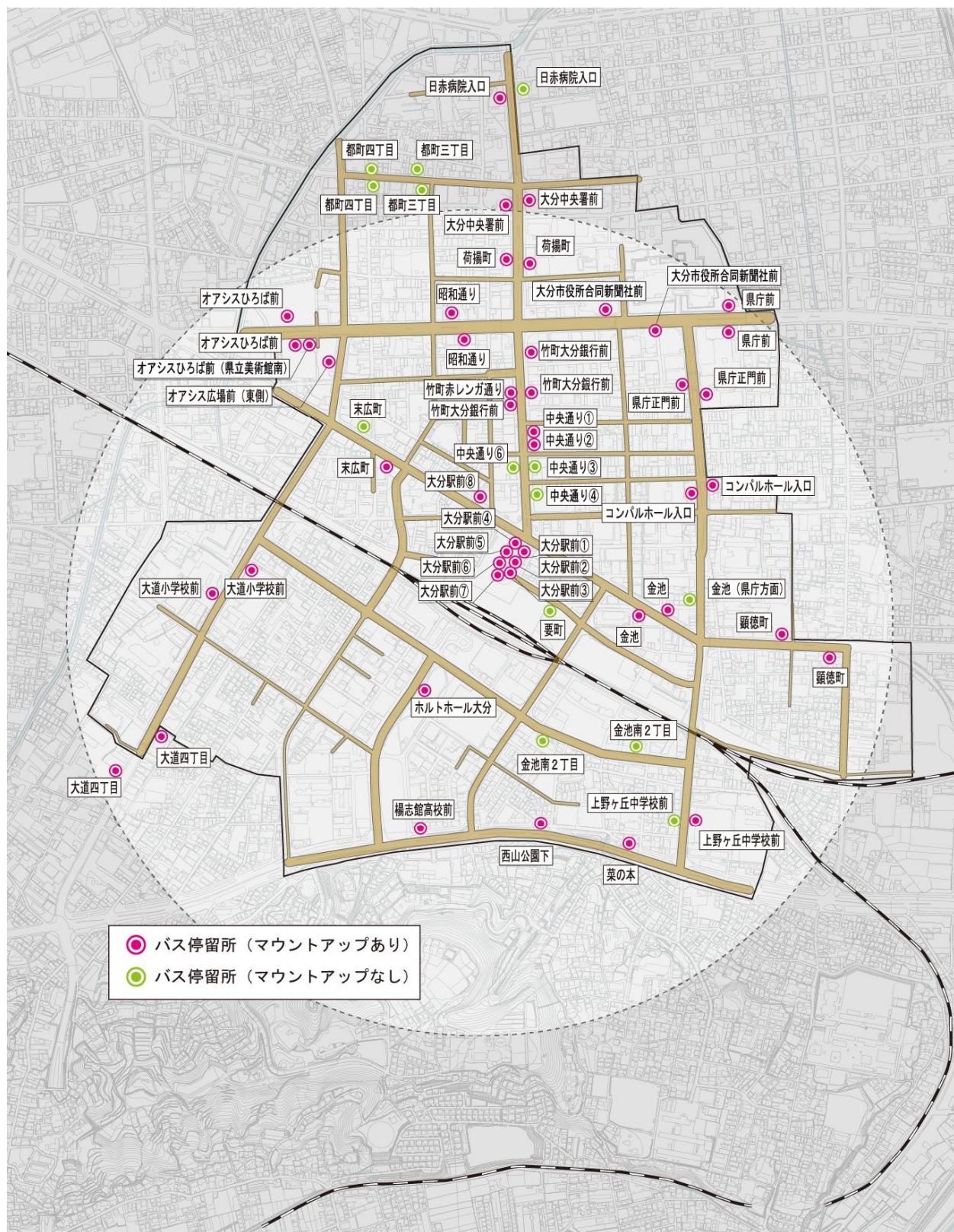
資料：「おおいたユニバーサルデザインマップ」「みんなで作ろう！多目的トイレマップ」より

図 - 多目的トイレの位置



<参考2>バス停の配置

大分駅周辺地区内のバス停についてマウントアップの状況を示します。

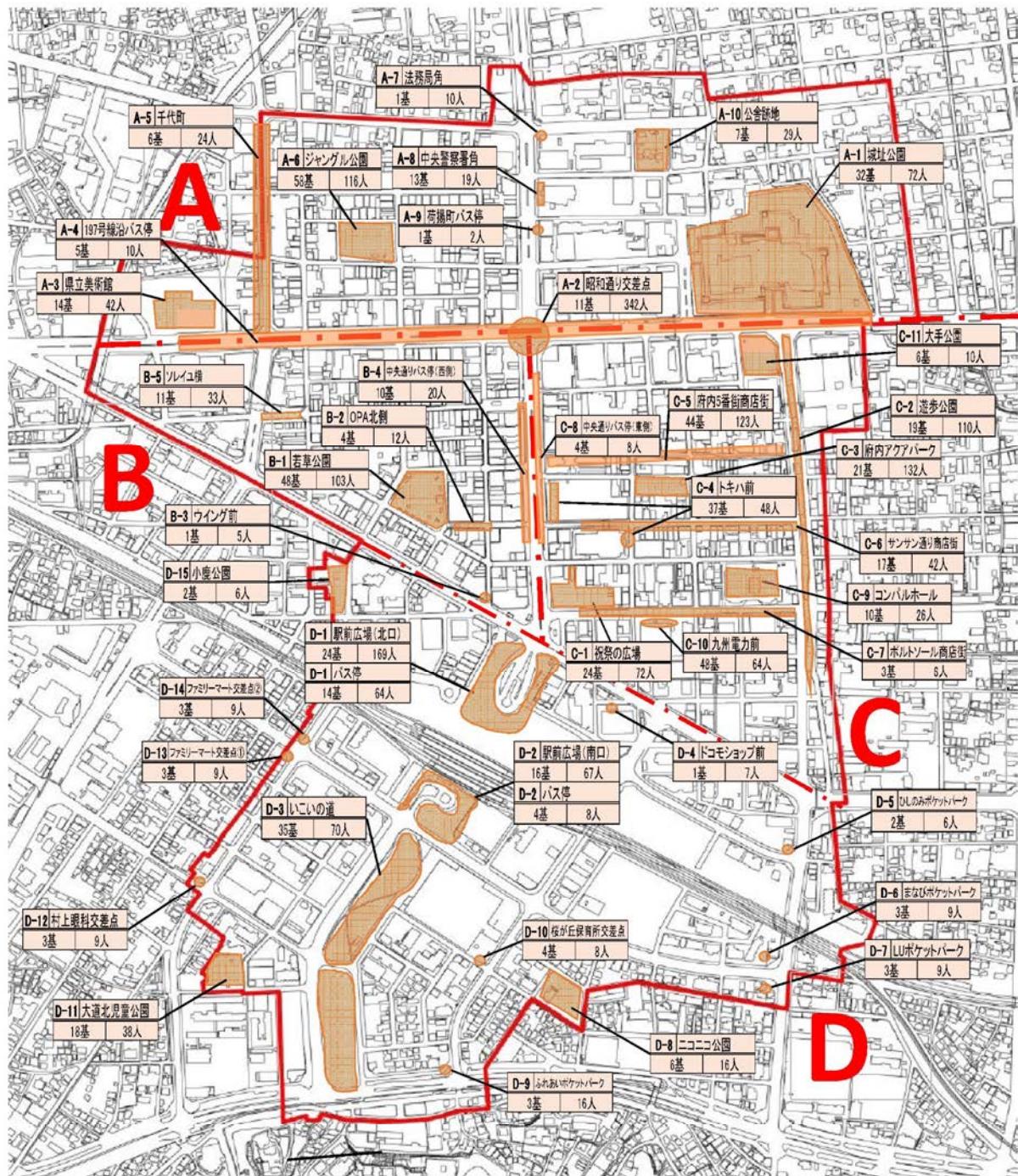


資料：「バスどこ大分」より

図 - バス停の位置

<参考3>中心市街地のベンチの配置

本市の中心市街地内にあるベンチの配置を示します。ベンチは高齢者や障がいのある人を含むすべての人が、安全・安心に街を回遊する上で、休憩や憩いの場として設置が求められています。



備考

・ベンチの幅60cmを一人分と計算。端数が30cm以上であれば、一人分として追加

エリア	基	人
A	148	666
B	74	173
C	233	641
D	144	520
計	599	2000

資料：大分市まちなみ企画課

図 - ベンチの位置



2. 大分駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容

2-1. 公共交通（バス）のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
関連事業	車両	低床バスの導入推進	R7～R11
	バス停	既存老朽化上屋の改修等の検討	R7～R11
	時刻表	低床バスが来る時刻が分かる時刻表の設置	R7～R11

2-2. 道路のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
特定事業	生活関連経路 A (路線名) ・【A- 1】国道 10 号 ・【A- 2】国道 197 号 ・【A- 3】国道 210 号 ・【A- 4】(主要地方道) 大分臼杵線 ・【A- 5】(県道) 大分港線 ・【A- 6】(市道) 中央通り線 ・【A- 7】(都市計画道路) 県庁前古国府線 ・【A- 8】(市道) 大道金池線 ・【A- 9】(市道) 末広東大道線 ・【A-10】(市道) 大分駅上野丘線 ・【A-11】(市道) 金池桜ヶ丘線 ・【A-12】大分駅北口駅前広場 ・【A-13】大分駅南口駅前広場 ・【A-14】(市道) 要町東西線 ・【A-15】(市道) 末広東西線 ・【A-16】(市道) 頤徳・古国府線 ・【A-19】(都市計画道路) 県庁前古国府線 ・【A-20】(市道) 羽衣町・浜町線 ・【A-21】(市道) 中島東西 6 号線 ・【A-22】(市道) 都町・東春日線 ・【A-23】(市道) 東大道二丁目 1 号線 ・【A-24】(市道) 大道 27 号線 ・【A-25】(市道) 大道・南春日線	・道路改築の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。 イ) 有効幅員 2m 以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m 以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障がい者誘導用 ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムース横断歩道の設置 ド) 排水施設の改良 チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備 ・バリアフリー化された施設について、必要に応じて修繕またはその検討を行う。	R7～R11
	・【A-17】(市道) 中央・住吉 2 号線(中央町商店街) ・【A-18】(市道) 中央町・南春日線(竹町商店街)	・バリアフリー化された施設について、必要に応じて修繕またはその検討を行う。	R7～R11



事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
関連事業	特定事業を定める経路以外の生活関連経路	<ul style="list-style-type: none">・道路改良の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。<ul style="list-style-type: none">イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善ハ) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良二) 段差の改良ホ) こう配の改良ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムース横断歩道の設置ト) 排水施設の改良チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備・経過措置対象道路改良の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。<ul style="list-style-type: none">イ) 有効幅員の縮小に係る経過措置ロ) 歩車道非分離に係る経過措置・バリアフリー化された施設について、必要に応じて修繕またはその検討を行う。	R7～R11

2-3. 都市公園のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
特定事業	公園 (公園名) ・若草公園 ・田室公園	「都市公園移動等円滑化基準」等に適合したバリアフリー化を実施する。 イ) 出入口や園路の改良（十分な幅の確保、段差解消、緩やかな勾配の確保等） ロ) 多目的トイレの多機能化（洗面器周辺の手すり設置等高齢者や障がいのある人などの利用に適した機能の追加） ハ) 高齢者や障がいのある人などの利用に適したベンチへの改良や設置	R7～R11

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
関連事業	公園 ・大友氏遺跡歴史公園	史跡等の保存・保全等を基本に整備可能なバリアフリー化（園路の設置、段差の解消、高齢者や障がいのある人などの利用に適した駐車場の整備等）を実施する。	R7～R11



2-4. 建築物・駐車場のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
特定事業	大分市役所（本庁舎）	庁舎内のトイレ改修等を実施する。	R7～R11

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
関連事業	大分市役所（本庁舎）	庁舎内の視覚障がい者誘導用ブロックの改修等を実施する。	R7～R11
	大分市保健所	実施可能なバリアフリー化の検討を行う。 イ) 和式便所から洋式便所への変更等	R7～R11

2-5. 交通安全のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
特定事業	生活関連経路 A	生活関連経路 A に関する交差点等で、音響式信号機、交通弱者感応式信号機、交通規制表示等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良（経年劣化した施設の更新）を実施する。	R7～R11

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定期
関連事業	生活関連経路 A 以外の生活関連経路	生活関連経路 B 及び C に関する交差点等で、必要に応じて、利用状況を考慮して、音響式信号機、交通弱者感応式信号機、交通規制標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良（経年劣化した施設の更新）を推進する。	R7～R11



第5章 大分駅周辺地区における バリアフリー化の推進に向けたソフト面での取組



1. 心のバリアフリー

心のバリアフリーに関する取組について、心のバリアフリーに関する問題と課題の整理及び重点整備地区における取組方策について整理します。

1-1. 心のバリアフリーに関する課題（取組方策）

「第3章 大分駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題」で示す、心のバリアフリーに関する課題（取組方策）について整理します。

1) マスタープランにおける心のバリアフリーに関する課題（取組方策）

- ・一般の方、高齢者や障がいのある人などがそれぞれの立場を理解した相互のコミュニケーションを図っていく必要があります。そのためにも、さまざまな障がいに対する理解を深めることが重要です。
- ・これまでの「心のバリアフリー」に関する取組の継続及び充実を図る必要があります。特に、施設の適正利用の促進、分かりやすい情報発信などが重要です。

2) 大分駅周辺地区における心のバリアフリーに関する課題（取組方策）

- ・行政参加者による重みづけの結果が25%となっており、最も高い結果になっています。
- ・一方で、一般参加者による重みづけの結果は、7%となっています。
- ・心のバリアフリーの推進には、行政、事業者、市民のそれぞれの理解と協力が必要です。
- ・合理的配慮等に関する周知や、若年層向けのバリアフリートラベルなどの取組の充実が求められています。

1-2. 心のバリアフリー事業の内容

令和2年のバリアフリー法改正により「心のバリアフリー」に関する事業である「教育啓発特定事業」が創設されました。本市では、「心のバリアフリー」の推進に向けて、市全域において「教育啓発特定事業（学校連携教育事業・理解協力啓発事業）」「関連事業」として次頁以降の事業に取り組みます。

また、「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン（国土交通省 令和4年3月）」には、教育啓発特定事業を実施するにあたり、「事業に関わるすべての方々が『心のバリアフリー』と『障がいの社会モデル』についての正しい理解を得ることが重要です。」と明記されています。

このことを踏まえ、本市では独自の視点として、ユニバーサルデザイン2020行動計画に記載されている「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイント※とあわせて整理します。

※「心のバリアフリー」を体現するためのポイント

- (1) 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- (2) 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。



1) 学校連携教育事業

学校連携教育事業とは、「心のバリアフリー」について児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業です。

【事業主体：大分市】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定時期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	小・中学生	福祉学習講座の実施	小中学校を対象に、「福祉学習の手引き」により福祉学習プログラムを提案し、助言、情報提供、連絡調整等のコーディネートをする中で、児童生徒に車いす、盲導犬、アイマスク、点字、手話、高齢者、障がい者スポーツの体験を通して福祉を学んでもらう、福祉学習講座を実施する。	継続的に実施	○			福祉保健課
	小・中学生、各種団体等	学校・団体受入事業	人権についての講話や高齢者擬似体験、妊婦擬似体験やアイマスク体験等を行う。	継続的に実施	○			人権尊重推進課
	小・中学生とその保護者	おでかけ自転車マナーアップ教室	自転車のルール・マナーを主題とする教室を開催し、自転車利用に必要な知識を身につけてもらうことで、交通安全の推進、自転車マナーの意識付け及び自転車利用の促進を図る。	継続的に実施	○			都市交通対策課
	高校生	自転車マナーアップ推進モデル校	学校や生徒が主体となり、警察と連携し、自転車ルールの周知や駐輪場の適正利用などに関する街頭啓発活動等を行うことで自転車の安全利用の意識向上を図る。	継続的に実施	○			都市交通対策課
	市内居住者・市内の学校に通う小学生、中学生、高校生	「自転車が似合うまち おおいた」標語コンクール	自転車のルール・マナーに対する理解を深めてもらうため、「自転車」にちなんだ標語コンクールを実施する。	継続的に実施	○			都市交通対策課
	小・中学生	学校関係連携	市役所内の各事業課が行うバリアフリー関連事業について、小・中学校への周知連携を行う。	継続的に実施	○			教育部各課

2) 理解協力啓発事業

理解協力啓発事業とは、住民その他の関係者の理解の増進、またはこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業です。

【事業主体：大分市】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	市民・市職員等	誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用することができるよう、運用ガイドラインに基づくウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む	各課が作成するホームページのコンテンツについて、公開前にチェックを行いウェブアクセシビリティへ配慮されているか確認する。また、各課の広聴広報委員を対象に外部講師による研修を実施しウェブアクセシビリティ等意識の向上を図る。	継続的に実施	○			広聴広報課
	市民（地域住民・小中学生）	人権こども会議	こどもの視点で問題提起し地域住民とこどもが一緒に考える。	継続的に実施	○			市民協働推進課
	市民（主に小学生向け）	福祉副読本「ふくしの心」	福祉副読本「ふくしの心」を作成し、大分市ホームページに掲載。また、小学校の授業で活用できるよう、活用の依頼及び校務システムへの掲載を依頼する。	継続的に実施	○			福祉保健課
	市民	介護保険パンフレット	「長寿・いきいき・安心高齢者福祉サービス、介護保険」を作成する。	継続的に実施	○			長寿福祉課
	市民	認知症ガイドブック	「認知症ガイドブック（大分市版認知症ケアパス）」を作成する。	継続的に実施	○			長寿福祉課
	市民	認知症サポート一養成講座	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人とその家族を温かく見守る「応援者」を養成する出前講座を実施する。	継続的に実施	○			長寿福祉課



事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	市民・市職員等	心のバリアフリー研修	誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりに向け、「障がい」とは何かを正しく理解し、どのような配慮が必要なのかを知り、実際にサポートができるようになることを目的とした研修を実施する。	継続的に実施	○			障害福祉課
	市民	赤ちゃんの駅	授乳またはおむつ替えをする場所等を提供できる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、シンボルマークを掲示する。	継続的に実施		○		子ども企画課
	市民	子育て支援サイト naana	子育てに役立つ多様な行政・民間サービスの情報発信を行う。	継続的に実施		○		子ども企画課
	市民	一般向けマナーアップ事業	警察や関係団体と連携し、自転車の安全利用をよびかける街頭啓発等を実施する。	継続的に実施	○			都市交通対策課
	本市教職員	大分市教職員研修	初任者研修をはじめとする経年等研修において、人権尊重の視点に立った教育活動の在り方等について理解を深め、教職員の専門性の向上を図る。	継続的に実施	○			大分市教育センター
	本市教職員	特別支援教育推進事業	特別支援教育に係る資質能力の向上や実践的指導力の向上を図るために研修を実施する。	継続的に実施	○			大分市教育センター

【事業主体：大分県警】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	各種学校、地区における受講者	交通安全講和の開催	サロン等公民館活動時ににおける交通安全講話、講習会を開催する。	継続的に実施	○	○	○	-

【事業主体：交通事業者】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	管理職、タクシー乗務員	ユニバーサルドライバー研修	研修にはユニバーサルドライバー研修講師養成講座修了の講師が研修を行う。	継続的に実施	○	○	○	-
	施設利用者	施設利用者への啓発	JR九州ホームページにJR各路線のバリアフリー設置状況（エレベーター、エスカレーター、スロープの有無や設置しているトイレの種類など）を掲載する。	継続的に実施	○	○		-
	施設利用者	施設利用者への啓発	大分駅コンコースにおいて、「自転車の通行の際は押して通行頂くよう」スポット放送を活用し啓発活動を行う。	継続的に実施	○	○		-
	施設利用者	施設利用者への啓発	大分駅8か所に「自転車の通行の際は押して通行頂く」内容のポスターを掲出する。	継続的に実施	○	○		-
	施設利用者	施設利用者への啓発	障がい当事者団体や盲学校の生徒等を対象にバリアフリーアクセス体験会を開催する。	継続的に実施	○	○		-
	社員	社員への教育・研修	お身体の不自由なお客さまやご高齢のお客さまなどへの介助・接遇に関する知識・技術の習得を目的として、サービス介助士資格取得講座を開催する。	継続的に実施	○	○	○	-
	社員	社員への教育・研修	障がい当事者団体にご協力いただき、お身体の不自由な方のお手伝い方法や、手話の勉強会を実施する。	継続的に実施	○	○	○	-



3) 関連事業

関連事業とは、教育啓発特定事業までの位置付けには至っていない事業です。

【事業主体：大分市】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
関連事業	施設利用者	施設利用者への啓発	身障者トイレの適正利用に関するポスターを掲示する。	継続的に実施	○	○		管財課
	市民	高齢者の総合相談窓口の設置（地域包括支援センターの設置）	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの業務を中心に、高齢者の多様なニーズに対応したサービスを提供する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	認知症カフェの支援	認知症の人等及びその家族の負担等を軽減することを目的に運営する認知症カフェを支援するため大分市認知症カフェ運営事業補助金を交付する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	大分あんしんみまもりネットワーク事業	認知症高齢者等が行方不明になったときに、企業・団体・行政が一体となって捜索に協力し、早期発見につなげられるよう支援する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	長寿応援バス事業	市内に1ヶ月以上住所を有する高齢者が市内の路線バスを定額料金で乗車することができる。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	地域介護予防活動支援事業	介護予防に携わるボランティア等の人材育成や、地域ふれあいサロン、健康づくり運動教室等の住民が運営する通いの場の活動を支援する取組。	継続的に実施			○	長寿福祉課

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定時期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
関連事業	ボランティア団体	地域お互いさま活動事業	高齢者等の生活援助を行うボランティア団体に対し、立ち上げや運営に係る経費を補助する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	福祉連絡表の作成・配布	ひとり暮らし高齢者に対し、緊急連絡先等の情報を記載できる連絡表を民生委員を通じて配布する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	本市教職員	教職員サポート事業	市民啓発資料や人権教育に関する市民意識調査報告書といった教育情報を発信し、学び続ける教職員へのサポートを行う。	継続的に実施	○			大分市教育センター
	訪日外国人	救急需要対策事業	多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」を使用し、外国語によるコミュニケーションを可能とする。	継続的に実施			○	救急救命課

【事業主体：交通事業者】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定時期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
関連事業	社員等	障がい者団体との意見交換会	サービス向上・利用促進を目的として、行政関係者や社員と障がい者団体との間で意見交換会を開催する。	継続的に実施	○	○	○	-
	小学生	バス乗り方教室の実施	バスの乗り方や車いすでの乗降を体験してもらう教室を開催する。	継続的に実施	○	○	○	-



資料編(バリアフリーまち歩き点検・意見交換会開催記録)

1. バリアフリーまち歩き点検・意見交換会の概要

【目的】

- ・「まち歩き点検」により、バリアフリーの問題箇所と状況を把握する。
- ・「意見交換会」により、生活関連施設や生活関連経路及びエリア設定の事務局案について確認する。
また、バリアフリーの課題や要望を把握する。

【開催日】

- ・令和6年5月29日（水） 13：30～16：00

【出席者名簿一覧】

参加者

区分	No.	氏名	所属・役割
一般参加者	1	松田 京子	大分市老人クラブ連合会
	2	津島 昭太郎	大分市老人クラブ連合会
	3	宮尾 俊彦	大分市老人クラブ連合会
	4	村井 紗	naanaパートナー
	5	小橋 雅治	大分市商店街連合会会長
	6	豊田 昭知	大分市身体障害者福祉協議会連合会
	7	木村 幸二	大分市視覚障害者協会
	8	工藤 加代子	大分県聴覚障害者協会
	9	佐藤 厚子	大分県聴覚障害者協会
行政関係機関	10	濱口 涼輔	大分県交通政策局地域交通・物流対策室担当
	11	河野 洋一	大分中央署 交通第一課 規制係長
	12	佐藤 寛郎	大分土木事務所 企画調査課
	13	板清 淳一	大分土木事務所 企画調査課
	14	後藤 恒爾	県福祉保健企画課専門幹
交通事業者	15	藤井 秀一郎	JR九州大分支社
	16	安部 三義	大分個人タクシー協同組合
手話通訳者	17	広瀬 清美	大分県聴覚障害者協会
	18	広瀬 かおる	大分県聴覚障害者協会
大分市職員	19	新井 徹	大分市障害福祉課
	20	山口 久美明	大分市役所土木管理課
	21	長吉 雄平	大分市役所土木管理課土木計画担当班
	22	石本 寛陽	大分市役所土木管理課
	23	姫野 貴文	大分市役所長寿福祉課権利擁護担当班
	24	安東 佑剛	大分市役所開発建築指導課
	25	宇都宮 有希	大分市役所都市交通対策課
	26	筒井 隆元	大分市役所公園緑地課公園整備担当班
	27	池見 万紀	大分市役所教育総務課総務担当班
	28	信原 愛子	大分市まちなみ企画課
	29	梶原 善行	大分市まちなみ企画課
	30	高柳 佑太	大分市まちなみ企画課
	31	長尾 侑依	大分市まちなみ企画課
	32	志賀 亮介	大分市まちなみ企画課

事務局

区分	No.	氏名	所属・役割
大分市職員	33	神野 潔	大分市まちなみ企画課
	34	松野 公亮	大分市まちなみ企画課
	35	松村 康彦	大分市まちなみ企画課
	36	大下 竜治	大分市まちなみ企画課
コンサルタント	37	大久保 進	西日本コンサルタント株式会社
	38	田嶋 亮太	西日本コンサルタント株式会社
	39	清水 航	西日本コンサルタント株式会社
	40	田中 萌絵	西日本コンサルタント株式会社
	41	後藤 昇次郎	西日本コンサルタント株式会社

【まち歩き点検プログラム】

- ・まち歩き点検では、Aルート・Bルートの2班に分かれて、会場周辺の道路や施設を点検しました。
- ・主な点検対象は「道路」と「施設」としました。主な点検項目として、「道路」では歩道の傾斜や段差、ひび割れ、交通安全施設の設置状況などとしました。また、「施設」では出入口や通路の段差、トイレの設備の設置状況などとしました。

〈大分駅周辺 点検コース〉

コース	主な点検場所
A コース	荷揚町複合施設（トイレ等）→（県）大分港線 →（市）荷揚舞鶴線 →（市）荷揚碩田2号線
B コース	アートプラザ（トイレ等）→（都）県庁前古国府線

〈大分駅周辺 点検項目のイメージ〉

区分	調査場所	点検項目	
歩道等	歩道	・歩道 ・幅員 ・傾斜 ・段差 ・舗装(ひび割れ) ・路面の凹凸状況 ・グレーチングの隙間問題	・誘導ブロック ・交差点における警告ブロック ・障害物 ・屋根 ・動く歩道など
	階段	・手すり ・スロープ ・エレベーター、エスカレーターなど	
	交通安全施設	・横断歩道 ・エスコートゾーン ・音響式、押しボタン式信号機	・青信号時間の長さ ・踏切 ・地下通路 ・歩道橋など
施設	出入口	・段差 ・スロープ ・自動扉など	
	通路等	・通路の広さ ・視覚障害者誘導用ブロック ・案内表示 ・音声案内	・点字表記 ・階段路面端部の色彩 ・手すり ・エレベーターなど
	トイレ	・案内表示のわかりやすさ ・車椅子使用者対応トイレ ・オストメイト対応設備	・多様な障害当事者に対応した設備の有無 ・乳幼児対応設備など
	エレベーター	・エレベーター ・車椅子使用者対応(操作盤の高さ、広さ) ・視覚障害者対応(点字・音声案内)など	
	エスカレーター	・エスカレーターなど	
	駐車場	・車椅子使用者用駐車施設等など	
	その他	・自動販売機における低位置補助押ボタン ・AEDなど	

資料：教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン

【意見交換会プログラム】

①まち歩き点検の整理・調査コースの現状把握

まち歩き点検の内容を地図に整理して、参加者同士で情報共有をします。



②重点整備地区の生活関連施設、生活関連経路及び設定エリアについて

現在策定している重点整備整備地区について、意見や感想等を伺います。

生活関連施設・・・高齢者や障がいのある人などが日常生活において利用する施設。（例：
市役所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、病院、百貨店、公園、駐車場、ホテル 等）

生活関連経路・・・生活関連施設同士を結ぶ経路



③今後の取組方策について

まち歩き点検を踏まえた、バリアフリーに関する地区の課題の解決に向けて、必要な事業分野について参加者の投票により重みづけを行います。

③今後の取組方策の確認 A班	
対象事業	高齢者、障がい者、子供、女性、外国人、観光客等の利用者に対する配慮
公共交通機関	公共交通機関におけるバリアフリー化の実現（バリアフリートラム、バリアフリーバス、バリアフリーレール、バリアフリーポート等）
市役所	市役所におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーオフィス、バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）
公園	公園におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）
施設等・施設内	施設等・施設内におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーホテル、バリアフリーレストラン、バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）
公共交通機関	公共交通機関におけるバリアフリー化の実現（バリアフリートラム、バリアフリーバス、バリアフリーレール、バリアフリーポート等）
市役所	市役所におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーオフィス、バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）
公園	公園におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）
施設等・施設内	施設等・施設内におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーホテル、バリアフリーレストラン、バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）
公共交通機関	公共交通機関におけるバリアフリー化の実現（バリアフリートラム、バリアフリーバス、バリアフリーレール、バリアフリーポート等）
市役所	市役所におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーオフィス、バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）
公園	公園におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）
施設等・施設内	施設等・施設内におけるバリアフリー化の実現（バリアフリーホテル、バリアフリーレストラン、バリアフリーパーク、バリアフリーライブ等）

2. バリアフリーに対する意見のまとめ

【まち歩き点検における指摘事項】

■大分駅周辺地区 A コース

番号	場所	意見
1	市道 荷揚 4 号線	歩道上に誘導ブロックがなく、段差や勾配があるため歩きづらい（市役所側にだけある）
2	荷揚複合公共施設	【全体】誘導ブロック、バリアフリートイレ等整備されていて利用しやすい
3	荷揚複合公共施設	【広場】スロープの縁石が突出していて危なく、手すりがあったほうがよい
4	荷揚複合公共施設	【施設内】誘導ブロックは凹凸が大きく、ベビーカーが通行しづらい
5	荷揚複合公共施設	【広場】勾配や僅かな段差があり、つまづきやすい
6	荷揚複合公共施設	【多機能トイレ】引き戸は使いやすいが、ボタン式の出入口はわかりにくい
7	荷揚複合公共施設	【多機能トイレ】視覚障がい者が1人で利用するには、点字等がないため難しい
8	荷揚複合公共施設	【一般用トイレ】トイレへの案内がなく、ピクトグラムも男女の区別がわかりにくい
9	荷揚複合公共施設	【一般用トイレ】荷物をかけるフックの位置が高い
10	県道 大分港線	車の出入口付近は警告ブロックがあった方がよい
11	県道 大分港線	段差が見えづらい
12	市道 荷揚・舞鶴線	路側帯内に電柱があり、通行空間を狭くしている
13	市道 荷揚・舞鶴線	誘導ブロックがなく、段差や勾配があるため歩きづらい
14	市道 荷揚 6 号線	アートプラザの東側に横断歩道があると便利
15	アートプラザ	階段に滑り止めが必要
16	市道 荷揚 4 号線	工事中のコーンが通行の邪魔になっている
17	市道 荷揚 4 号線	側溝蓋の隙間に白杖がひっかかり、転倒の恐れがある
18	大分駅周辺地区	歩行者用の「トマレ」の表示は誰でも気づくのであった方がよい（写真は参考例）

【大分駅周辺地区】問題点MAP① (A班まち歩き点検結果)



■大分駅周辺地区 B コース

番号	場所	意見
1	国道197号	舗装用ブロックのタイルにひび割れや破損や不陸がある
2	市道 荷揚4号線	歩道ブロックの大きさが良い（通行時に衝撃が少ない）
3	国道197号	横断歩道接続部に段差がある
4	市道 遊歩公園東線	歩道が車道よりも高いため、自転車や車いすで通行するのは少し怖い
5	市道 遊歩公園東線	誘導ブロックが老朽化しており、ぐらつきや破損がみられる
6	市道 遊歩公園東線	舗装用ブロックの目地が抜けていたり、破損している箇所がある
7	市道 遊歩公園東線	舗装用ブロックが小さく、衝撃がある
8	市道 遊歩公園東線	歩道と店舗間に段差があるため車いすで利用できない店舗がある
9	市道 遊歩公園東線	歩道のコンクリート舗装が破損している
10	市道 遊歩公園東線	横断歩道付近に段差と勾配があり危険
11	市道 遊歩公園東線	歩道接続部の段差をアスファルトで埋めていてよい
12	市道 遊歩公園東線	横断勾配がきつく、車いすが車道側に寄る
13	市道 遊歩公園東線	店舗や住宅への乗入れが連続しているため横断勾配がきつく、歩きづらい
14	市道 遊歩公園西線	グレーチングの隙間が大きいため、車いすのタイヤがひっかかる
15	市道 遊歩公園西線	白杖の隙間に歩道上の土を噛んでしまい、白杖が機能しなくなる恐れがある
16	市道 遊歩公園西線	舗装用ブロックに隙間や浮きがある
17	市道 遊歩公園西線	誘導ブロックが破損している
18	市道 遊歩公園西線	マンホール部分のくぼみが大きい
19	市道 遊歩公園西線	歩道の仕上げが悪い
20	市道 遊歩公園西線	横断歩道のすりつけ勾配が大きい
21	国道197号	大手公園付近に市役所やアートプラザへの案内サインがあったほうがよい（写真は参考例）
22	国道197号	大分市役所前交差点をクロス横断歩道にしてほしい
23	国道197号	グレーチングの隙間が細かくてよい
24	アートプラザ	【スロープ】誘導ブロックが連続していない
25	アートプラザ	【出入口付近】1階にある飲食店の入り口に段差があり、車いすでは入れない
26	アートプラザ	【スロープ】滑り止め付きタイルが点字ブロックと誤認しやすい
27	市道 荷揚6号線	【出入口付近】プランターの設置場所を壁側等にしてほしい
28	アートプラザ	【多機能トイレ】誘導ブロックや音声案内が必要
29	アートプラザ	【多機能トイレ】入口の照明は人感センサーにして欲しい
30	アートプラザ	【多機能トイレ】ベビーチェアを設置して欲しい
31	アートプラザ	【多機能トイレ】車いすの利用者は、水を流すレバーに届かない。手すりが使いにくく、蛇口が固い

【大分駅周辺地区】問題点MAP① (B班まち歩き点検結果)

The map shows the following inspection results:

- Top Left:** 法務局 (Law Office) area.
- Top Middle:**
 - 【スロープ】誘導ブロックが連続していない (Slope: Guidance blocks are not continuous).
 - 【出入口付近】1階にある飲食店の入り口に段差があり、車いすでは入れない (Entrance/exit area: There is a step at the entrance of a first-floor restaurant, making it inaccessible for wheelchairs).
 - 【スロープ】滑り止め付きタイルが点字ブロックと誤認しやすい (Slope: Anti-slip tiles are easily mistaken for braille blocks).
 - 【出入口付近】プランターの設置場所を壁側等にしほしい (Entrance/exit area: Please place planters on the wall side or other suitable locations).
- Middle Left:** 荷揚複合公共施設 (Hakoya Composite Public Facility) and アートプラザ (Art Plaza) area.
- Middle:**
 - 【多機能トイレ】誘導ブロックや音声案内が必要 (Multi-functional toilet: Guidance blocks and audio guidance are required).
 - 【多機能トイレ】入口の照明は人感センサーにして欲しい (Multi-functional toilet: Please use motion sensor lighting at the entrance).
 - 【多機能トイレ】ベビーチェアを設置して欲しい (Multi-functional toilet: Please install a baby chair).
 - 【多機能トイレ】車いすの利用者は、水流すレバーに履かない、手すりが使いにくく、蛇口が固い。 (Multi-functional toilet: Wheelchair users cannot use the water flow lever, the handrail is difficult to use, and the faucet is difficult to open).
 - 舗装用ブロックのタイルにひび割れや破損や不陸がある (Paving stones have cracks, damage, or irregularities).
 - 歩道ブロックの大きさが良い（通行時に衝撃が少ない） (The size of the sidewalk blocks is good (less impact during passage)).
 - 横断歩道接続部に段差がある (There is a step at the crosswalk connection).
 - 歩道が車道よりも高いため、自転車や車いすで通行するには少し怖い (The sidewalk is higher than the road, so it's a bit scary to pass through by bicycle or wheelchair).
 - 誘導ブロックが老朽化しており、ぐらつきや破損がみられる (Guidance blocks are deteriorated, showing shaking and damage).
- Bottom Left:** 大分市役所 (Oita City Hall) area.
- Bottom Middle:**
 - 至別府 (To Befu) area: グレーティングの目が細かくてもよい (The slope gradient can be fine).
 - 大分市役所前交差点を対面横断歩道にしてほしい (Please change the crosswalk to a face-to-face crossing at the intersection in front of the city hall).
 - 大手公園付近に市役所やアートプラザへの案内サイクルがあったほうがよい(写真は参考例) (It would be better to have a guide cycle for the city hall and Art Plaza near the park. Photo is a reference example).
 - 白杖の隙間に歩道上の土を埋んでしまい、白杖が機能しなくなる恐れがある (There is a risk that the cane will lose its function if soil is buried between the gaps of the white cane).
 - 舗装用ブロックに隙間や浮きがある (There are gaps and floating in the paving stones).
 - 誘導ブロックが破損している (Guidance blocks are damaged).
 - マンホール部分のくぼみが大きい (The depression at the manhole is large).
 - 歩道の仕上げが悪い (The sidewalk finish is poor).
 - 横断歩道のすりつけ勾配が大きい (The slope of the crosswalk is steep).
 - グレーティングの隙間が大きいため、車いすのタイヤがひっかかる (The gap of the slope is large, causing the wheelchair tire to catch).
- Bottom Right:** 府内町側 (Fumiuchi side) area: 大手町側 (Otemachi side) area.
- Right Side:**
 - 至高城 (To Kōsei) area: 舗装用ブロックの目地が抜けていたり、破損している箇所がある (The joint of the paving stones is missing or broken).
 - 舗装用ブロックが小さく、衝撃がある (The paving stones are small and cause impact).
 - 歩道と店舗間に段差があるため車いすで利用できない店舗がある (There are shops where wheelchairs cannot be used due to a step between the sidewalk and the shop).
 - 横断歩道接続部の段差をアスファルトで埋めていてよい (It is good to fill the crosswalk connection step with asphalt).
 - 横断勾配がきつく、車いすが車道側に寄る (The cross-slope is steep, causing wheelchairs to lean towards the road).
 - 歩道のコンクリート舗装が破損している (Concrete paving stones are damaged).
 - 横断歩道付近に段差と勾配があり危険 (There is a step and slope near the crosswalk, which is dangerous).
 - 店舗や住宅への乗入れが連続しているため横断勾配がきつく、歩きづらい (The cross-slope is steep because there is a continuous entry into shops and houses).

【その他重点整備地区における主な指摘事項】

■地区全体について

- ・歩行マナーの向上が必要
- ・休憩するベンチが少ない（現在は実証実験中で仮設置中）
- ・休憩できる場所が少ない（公園・日陰のあるベンチなど）
- ・人と車が共存を考える必要がある。

■公共交通について

- ・低床バスの普及が必要。
- ・バスが低床バスでないと乗り降りが大変。
- ・バス乗降場の照明が暗く危険。
- ・バスの昇降口と歩車道間の段差が大きい場所がある。
- ・駅前バス乗降場の段差が多いため、スロープが必要。

■道路について

- ・側溝の穴にフタをしてほしい
- ・歩道と道路の段差を解消してほしい
- ・商店街の自転車侵入禁止看板が点字ブロックに倒れていて、歩行者が怪我をしたことがあるため、看板を撤去した。
- ・歩道は歩きやすく整備する必要がある。
- ・他の地域に比べて先行して点字ブロックの整備がされているため、継続した維持管理が必要。
- ・5番街の歩道、車道ともにくぼみが多い。
- ・サンサン通りの車道から歩道への段差が大きい。

■公園について

- ・ゆっくり過ごせる眺めが良い 公園あれば利用したい
- ・ベンチはあるけど日陰がなくて休めない
- ・憩いの公園として活用して欲しい(例 別府公園みたいなカフェがあつたりすると良い)
- ・もっと歩きたくなるような魅力的な遊歩公園
- ・遊歩公園の木はドライバーにとっても司会を遮る原因となっている
- ・遊歩公園自体も歩きにくい
- ・幅が狭い、傾斜がある→歩きにくい 遊歩公園の機能も踏まえて道路全体のバリアフリー化が必要
- ・植木が高く対向車、歩行者見づらい

■建築物について

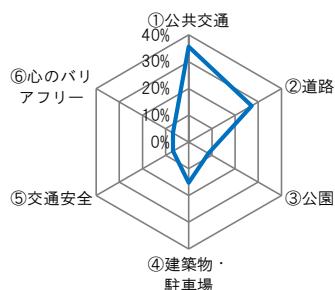
- ・デパートのエスカレータ、降り口（照明）の表示がよくわかる
- ・建物内のきめ細かいバリアフリー化の取り組みが必要。
(例：トイレの音声、展示案内、エレベーターの音声案内など)
- ・民間事業者が所有、運営する建築物のバリアフリー化の促進が必要。
(公共施設については、一定程度の取り組みが確認できる。)
- ・コンパルホールの地下駐車場が狭く危険。
- ・コンパルホールの地下2階エレベーターの位置がわかりづらい。
- ・ライフパルは階段のみでエレベーターがないため
- ・飲食店 車いす利用者が使える広いトイレが少ない

【今後の取組方策について】

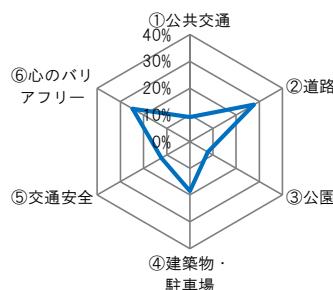
■地区の課題解決に向けて、必要な事業分野についての参加者の投票結果

※最も重要な事業 3 点(1 票)、重要な事業 1 点(2 票)、合計 5 点(3 票)の総投票得点に対する割合

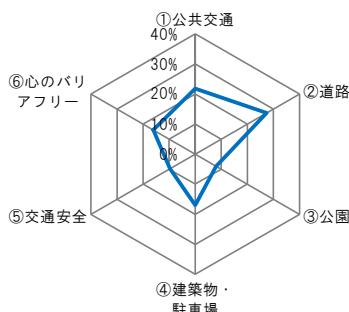
一般参加者 (59 点)



行政・施設管理者 (65 点)



全体 (124 点)



①公共交通

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

②道路

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良

③公園

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

④建築物・駐車場

- ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・全部または一部が生活関連経路である特定建築物における生活
- ・関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設の整備

⑤交通安全

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識または道路標示の設置
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、及び啓発活動等)

⑥心のバリアフリー

- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒または学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催
- ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進または移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

■コメント（抜粋）

①公共交通

- ・スロープ設置のバリアフリー化が重要
- ・日常的に利用する際不便を感じる
- ・公共交通機関を安全にまたより快適に利用できるようになれば良いなと思う
- ・病院、銀行、駅等の利用施設の整備 民間の敷設管理者に対する支援要請
- ・利用者が利用しやすい設備づくりに市や事業者が一緒に取り組む必要がある
- ・照明をもっと明るくしてほしい
- ・バリアフリー整備を進めてほしい（手すり、棚、トイレ）
- ・バスの乗降場 段差ゼロの整備
- ・誰からも見やすい場所（遠くからでも見える）掲示板がほしい（上の方にある）
- ・移動の自由の確保のための取り組みが必要
- ・無人駅が増えて電車の乗降時不便 エレベーターがある駅が増えたのは良い
- ・スロープ付きバスを増やしてほしい スロープの操作研修（運転手向け）をバス会社がしっかり行ってほしい

②道 路

- ・ベンチの設置も重要
- ・バリアフリー化の拡大 病院等高齢者の利用施設の整備と経年劣化した点字ブロック、エスコートゾーンの改良
- ・段差をなくすことが大切と思った
- ・中央通りの地下道を平面の横断歩道に変更する
- ・普及しているが故に継続した点字ブロック等の修繕が必要
- ・中心となる敷設をつなぐ道路や歩道の整備がバリアフリー化を推進する
- ・グレーチングは目の細かいものにしてほしい
- ・今日実際歩いてみて少しの歩道の段差も事故に繋がりかねないと感じた
- ・

③公 園

- ・日陰になる屋根付きの避暑スペースを各公園に設置
- ・公園のトイレを和式が多いので洋式に改善したい（高齢化による）
- ・大人が利用しても違和感のない公園づくり 運動器具、ベンチ（大人がいることで犯罪抑止にもなる）

④建築物・駐車場

- ・トイレの手すりが重要
- ・トイレの点字 案内の重要性
- ・和式トイレの撤廃 洋式トイレの積極的な設置
- ・ハード整備においては中心となる公共施設や商業施設をまず整備すべき
- ・建物内におけるきめ細かいバリアフリー化の推進が必要

⑤交通安全

- ・横断歩道を増やす
- ・安全に道路を利用（車・歩行）するために必要だと感じる

⑥心のバリアフリー

- ・住民の方の理解、協力が大事
- ・バリアフリー教室等で体験することで、普段気づくことができない（例 段差等）ことを知ることができる
- ・合理的配慮の義務化が施行 教育が大切
- ・若年層や生徒に対する啓発活動は、今後の永年的なバリアフリーの推進に役立つ

3. バリアフリーまち歩き点検・意見交換会の様子

【まち歩き点検（令和6年5月29日）】

■大分駅周辺調査風景



【意見交換会（令和6年5月29日）】



